

沼田町
第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

北海道沼田町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 他計画との整合性の確保	4
6 計画の策定体制	5
第2章 沼田町の子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 人口・世帯・人口動態・こどもの人数等	8
2 児童人口の状況	15
3 教育・保育の量の状況	17
4 アンケート結果からみた保護者の状況と意向	19
5 課題の整理	25
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	31
1 基本理念	32
2 基本的な視点	32
3 基本目標	34
4 施策の体系	37
第4章 施策の推進	38
基本目標1 地域における子育て支援の充実	44
基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	50
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	55
基本目標4 子育て支援をする生活環境の整備	66
基本目標5 仕事と家庭との両立の推進	68
基本目標6 子どもの安全確保	71
基本目標7 特に支援が必要な児童への対応等、きめ細かな取組の推進	74
第5章 事業量の見込みと確保方策	81
1 教育・保育提供区域の設定	82
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	82
3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	84
第6章 計画の推進体制	99
1 推進体制の整備と関係機関との連携体制	100
2 計画の達成状況の点検及び評価	100

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

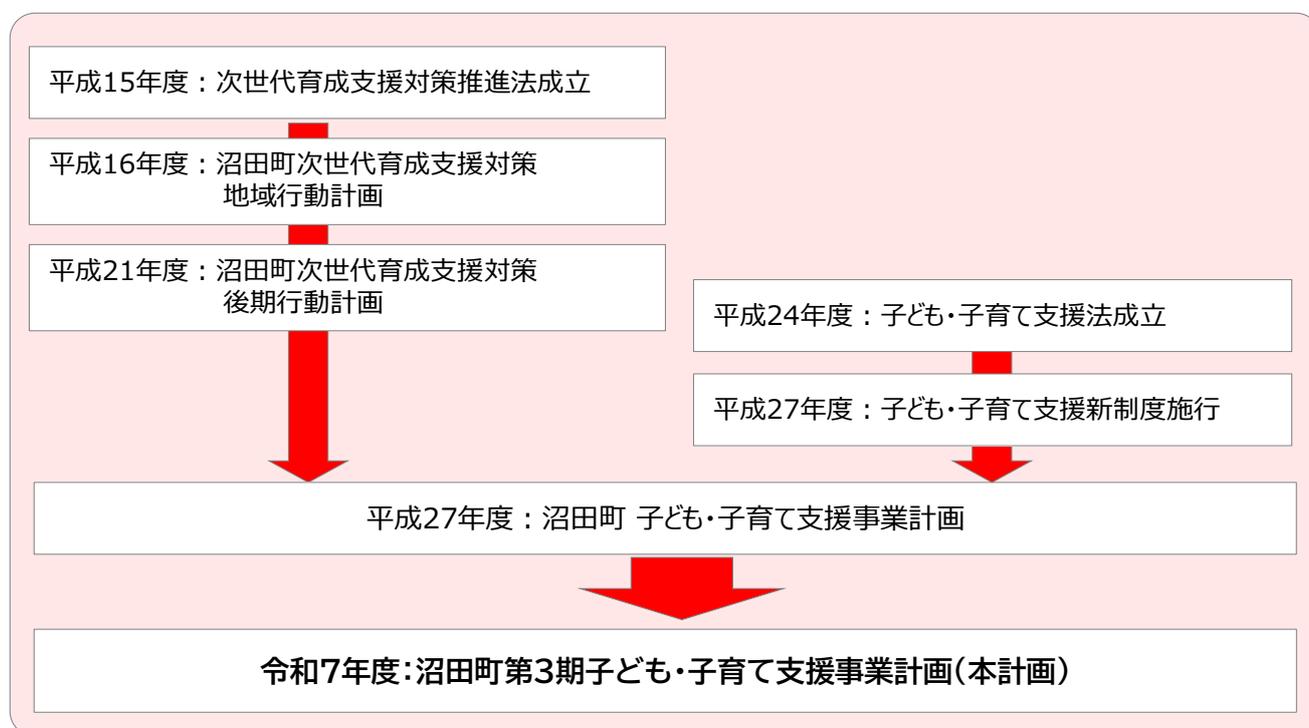
わが国では少子高齢化の進展とともに核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されています。そこに、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大（以下、「コロナ禍」という。）により、地域社会のつながりの希薄化に拍車がかかっています。

これまで国は、こどもが健やかに生まれ育成できる環境の整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法」（平成17年度施行）、保育所・幼稚園等や地域子ども・子育て支援事業の充実のための「子ども・子育て支援法」（平成27年度施行）等の法律を整備し、子どもと子育て家庭を社会として支援するための多様な政策に取り組んできました。その一方で、全国的に児童虐待相談や不登校の件数が増加の一途をたどるなど、こどもを取り巻く状況は年々深刻さを増しています。

本町では、平成27年度に「次世代育成支援対策地域行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」が一体化した「沼田町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「沼田町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

第2期計画が令和6年度末で終了することから、近年の社会情勢や法・制度の動向を受け、地域における子どもと子育て家庭を地域全体で支援する「沼田町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■関連法制度の変遷と本町における関連計画の策定状況



2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、本町の子どもと子育て家庭を対象として、町が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、本計画は、第6次沼田町総合計画の子ども・子育て支援に関する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもとその保護者が本町で安心して子育てを行えるよう支援するとともに、町民が子育てについて理解を深め、家庭、地域、幼児教育・保育の現場、学校、事業者と行政、関係機関などが相互に協力し、一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として必要な見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕									
第2期計画の点検・評価				本計画の策定	子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕				

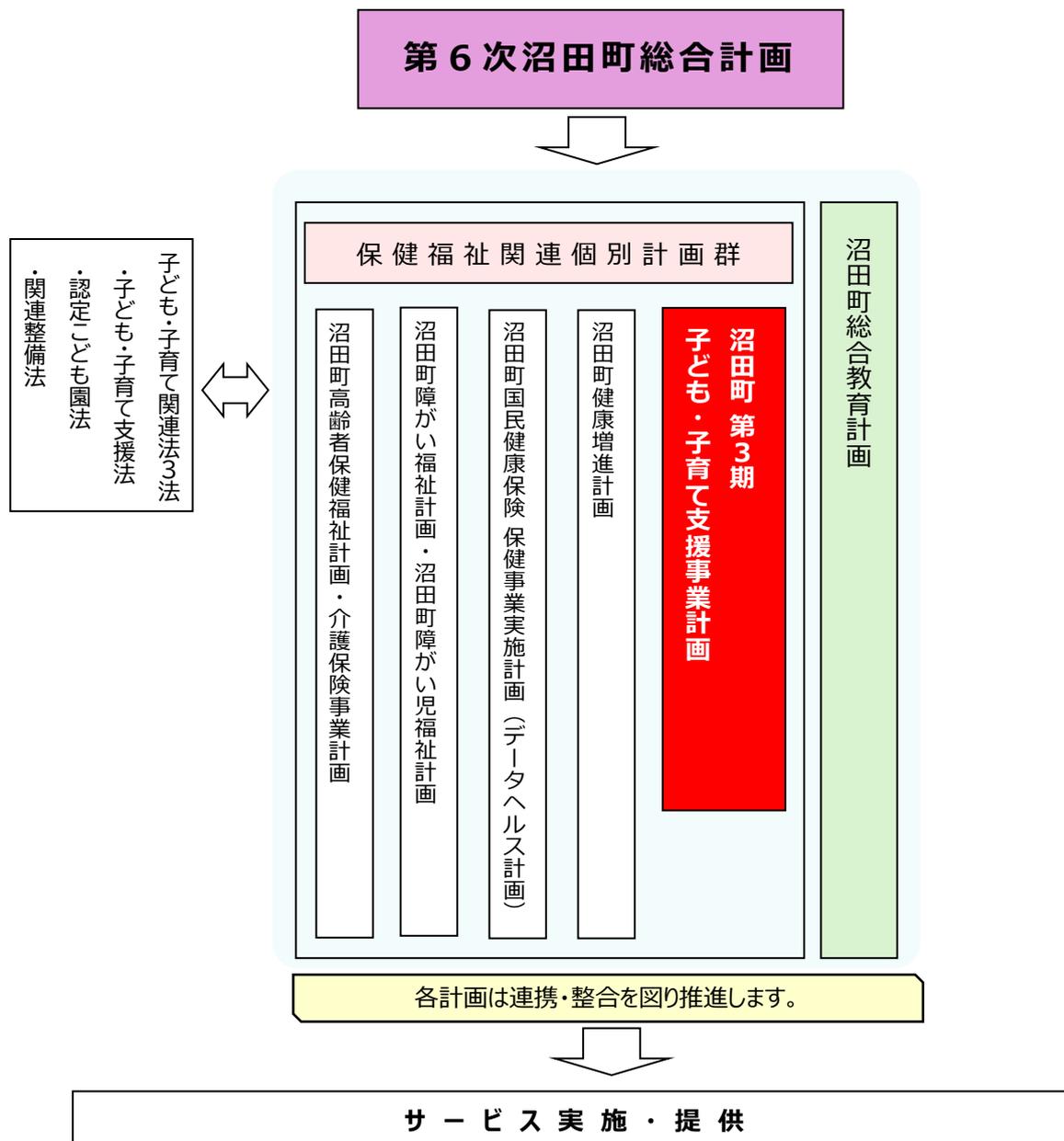
4 計画の対象

本計画は、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的に支援の必要な子どもやその家族を含め、全体的な子どもと子育てに関わる個人・団体などが対象となります。

主となる対象は、妊娠・出産期の親子から、学童期までの子どもと子育て家庭としており、また、子ども・子育て支援法が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を主な内容としています。

5 他計画との整合性の確保

本計画は、「沼田町第2期子ども・子育て支援事業計画」を継承するとともに、「第6次沼田町総合計画」や「沼田町障がい児福祉計画」などの関連する保健福祉関連個別計画等との整合を図っています。



6 計画の策定体制

(1) 沼田町子ども子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、関係者の参画と町民のご意見をいただくため、子育て当事者・子育てに関わる関係者で組織される「沼田町子ども子育て会議」を開催しました。

沼田町子ども子育て会議は、「子ども・子育て支援法」で市町村に設置を促された「審議会その他の合議制の機関」に準じる機関として、本町における子ども・子育て全般について協議を重ね、委員からの意見を計画に反映しました。

(2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施

本計画策定の基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況・サービスの利用状況と利用希望など、子育てに関するニーズ・意見等を把握するため、就学前児童及び小学生のいる全世帯を対象としてアンケート調査を実施しました。

■ 調査対象及び回収率等

調査対象 ／票(世帯)数	●小学校就学前の子どものいる世帯（保護者）／34票(世帯) ●小学生のいる世帯（保護者）／80票(世帯)	
調査期間	令和6年9月	
回収票(世帯)数	就学前児童 24票(世帯)	小学生 57票(世帯)
回収率	70.6%	71.3%

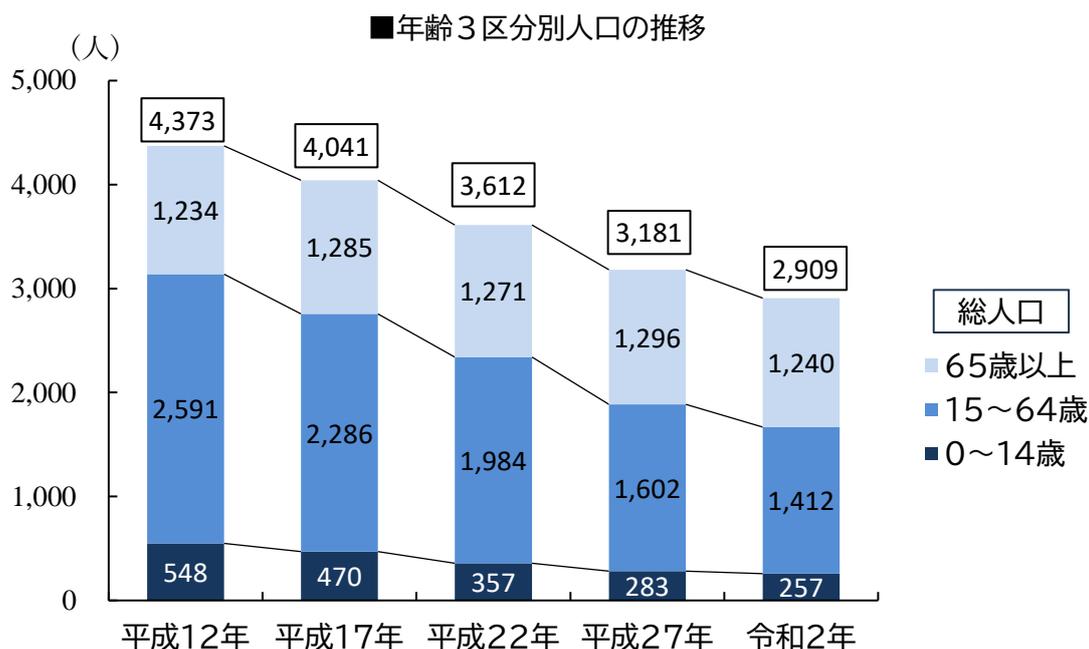
第2章 沼田町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯・人口動態・こどもの人数等

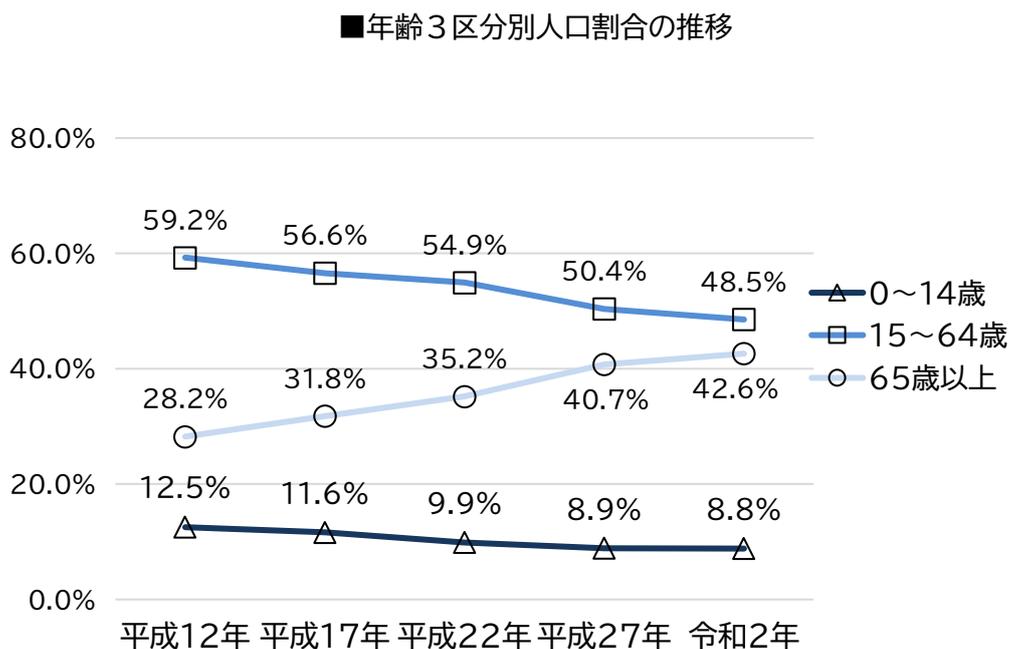
(1) 人口の推移

本町の総人口は減少を続けています。令和2年の総人口は2,909人となり、平成12年と比較すると約33.5%減少しています。

また、年齢層別の割合では、15歳未満の児童が減少を続け、65歳以上の高齢者が増加しているなど、少子高齢化が進行しています。



資料：国勢調査

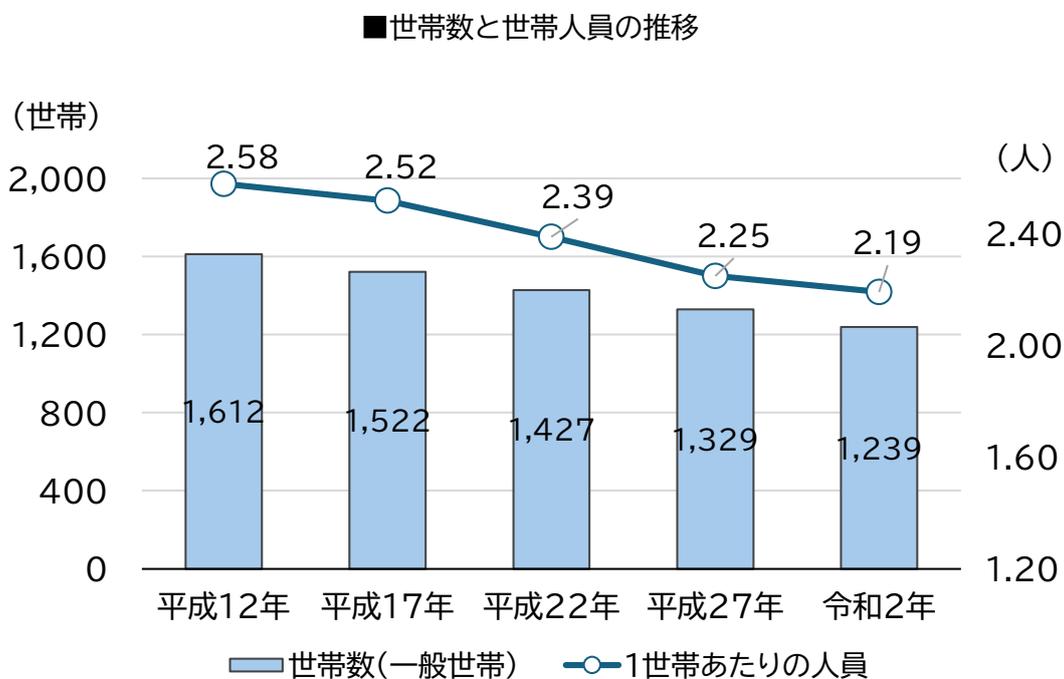


資料：国勢調査

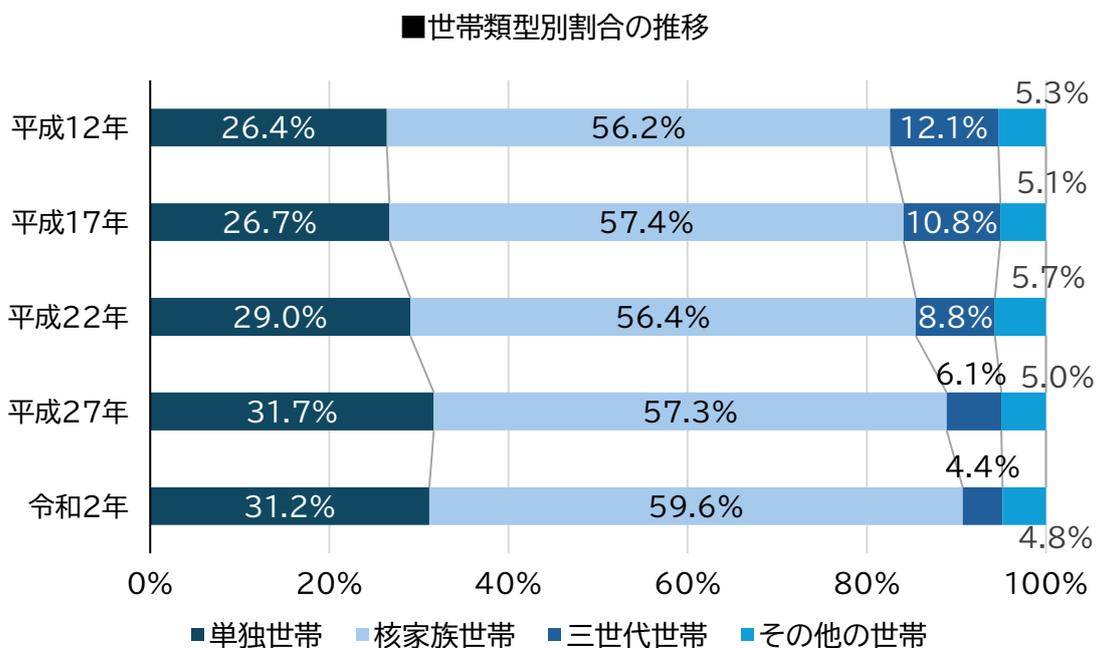
(2) 世帯の状況

世帯数は減少傾向にあります。一方で、1世帯あたりの人員については年々下降傾向にあり、令和2年には2.19人/世帯となっています。

世帯類型別の割合をみると、核家族世帯の割合が高まっており、単独世帯が横ばいに推移しています。



資料:国勢調査



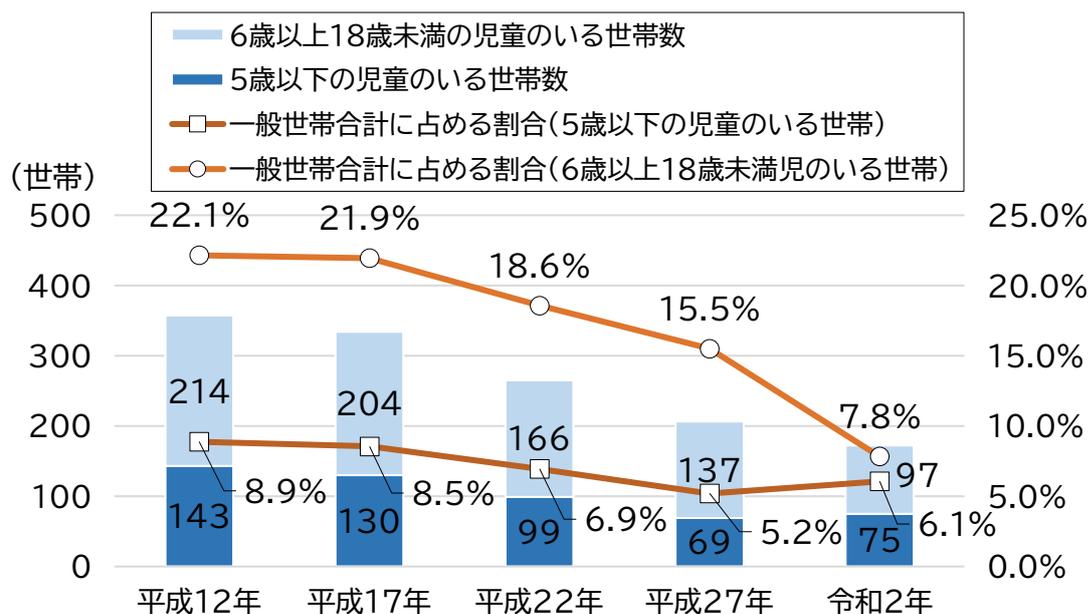
資料:国勢調査

(3) 子どものいる世帯の状況

「6歳以上18歳未満の児童のいる世帯数」は、平成12年の214世帯から令和2年の97世帯へと54.7%減少しています。「5歳以下の児童のいる世帯数」も、平成12年の143世帯から令和2年の75世帯へと47.6%減少しています。

これらの結果は、少子化が進行していることを示唆しています。特に、5歳以下の児童がいる世帯数が減少していることから、出生率の低下が考えられます。

■ 6歳以上18歳未満・5歳以下の児童のいる世帯数等の推移

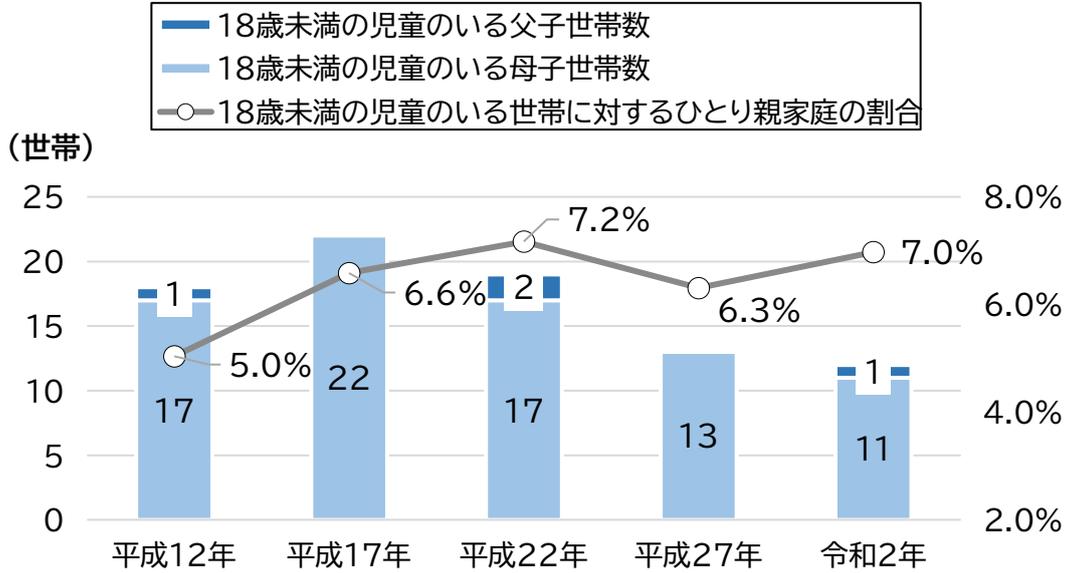


資料:国勢調査

(4) ひとり親世帯の状況

平成12年から令和2年にかけて、ひとり親の世帯数は減少していますが、ひとり親家庭の割合は全体として増加しています。

■ひとり親世帯の世帯数と18歳未満の児童のいる世帯に占める割合の推移



資料:国勢調査

(5) 未婚率の状況

本町の未婚率は、令和2年は30代女性において低くなっています。

■20～30代の未婚率の推移

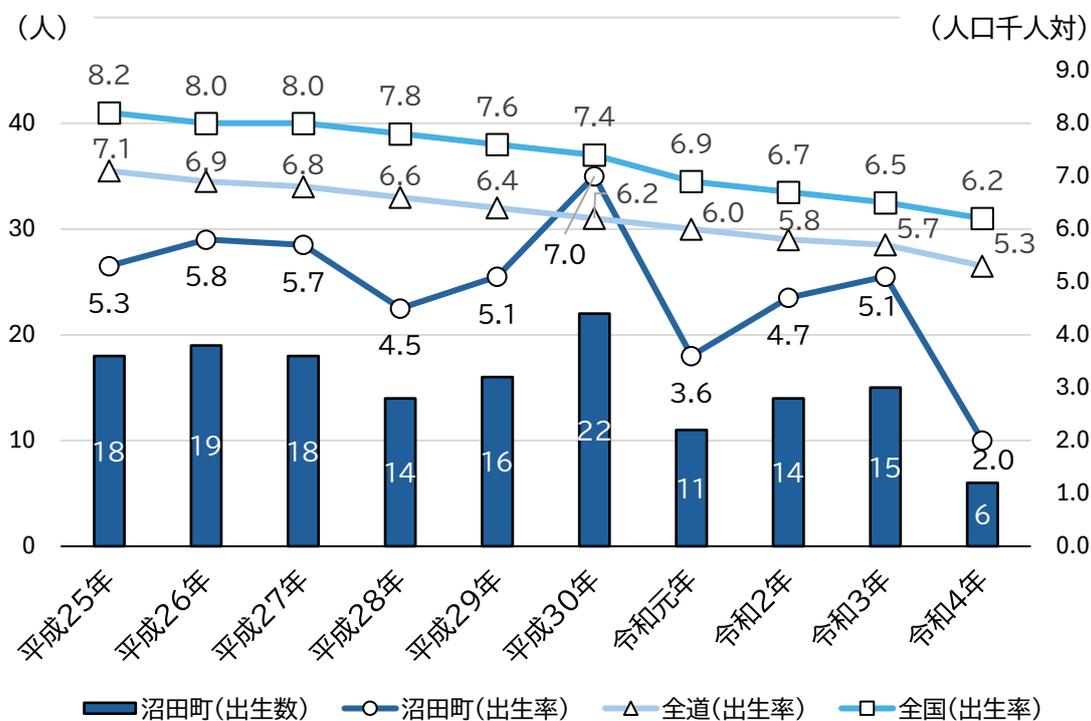
		平成22年 (沼田町)	平成27年 (沼田町)	令和2年 (沼田町)	令和2年 (北海道)	令和2年 (全国)
女性	20～24歳	82.8%	90.5%	89.3%	91.5%	93.0%
	25～29歳	55.2%	48.8%	65.1%	63.4%	65.8%
	30～34歳	39.5%	39.6%	18.8%	39.4%	38.5%
	35～39歳	23.5%	33.3%	19.2%	28.0%	26.2%
男性	20～24歳	91.8%	97.9%	91.9%	94.8%	95.7%
	25～29歳	67.2%	68.7%	79.6%	74.0%	76.4%
	30～34歳	52.7%	53.3%	49.3%	51.0%	51.8%
	35～39歳	33.7%	40.3%	37.5%	38.6%	38.5%

資料:国勢調査

(6) 出生数と出生率

本町では、平成30年以降の出生数が減少しています。出生率についても、令和元年以降においては、全国・北海道の水準を下回っています。特に令和4年には出生率が2.0%と大幅に減少しました。

■ 出生数と出生率の推移



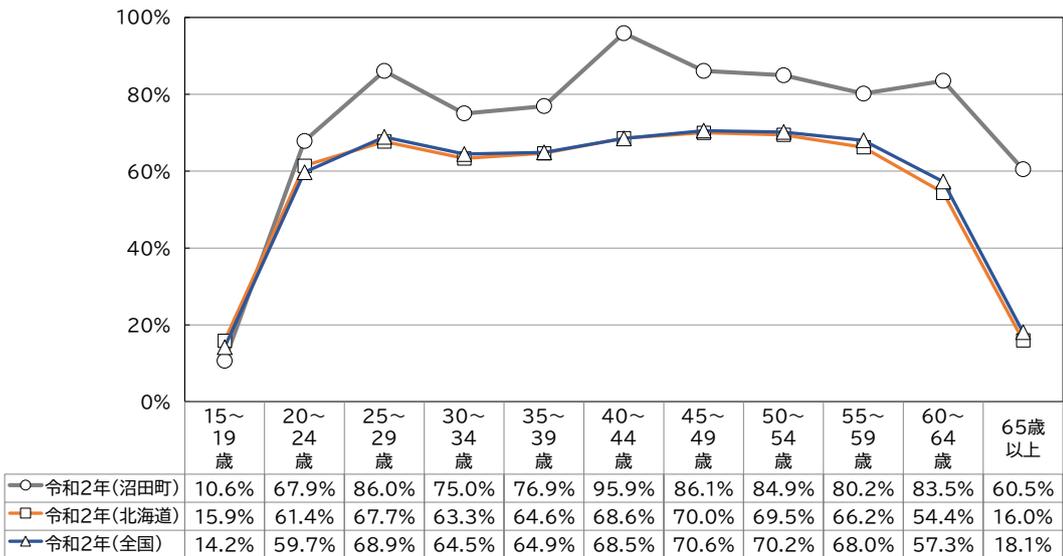
資料:人口動態統計

(7) 女性の就労状況

本町の女性の就労状況は、全国・北海道に比べて高くなっています。

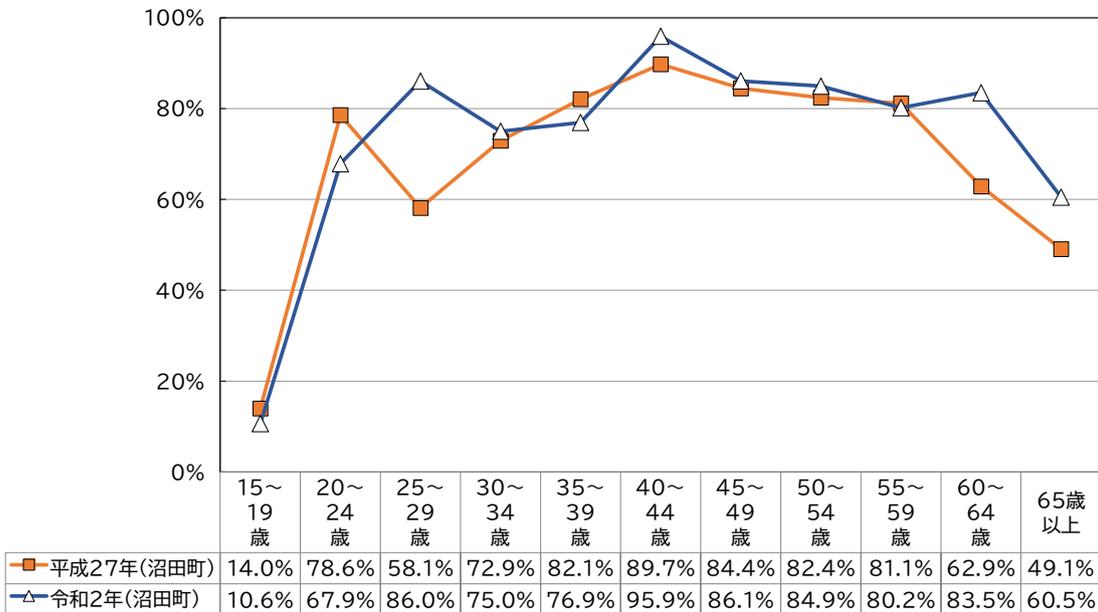
また、平成27年と令和2年を比較すると、全体的に就業率は増加しています。また、平成27年には20代後半に就業率の低下がみられましたが、令和2年では30代に低下がみられます。出産・育児で仕事をしない期間が、晩婚化等により変化しているものと考えられます。

■就業率の状況(全国・北海道との比較)



資料:国勢調査

■就業率の推移(沼田町の平成27年と令和2年の比較)



資料:国勢調査

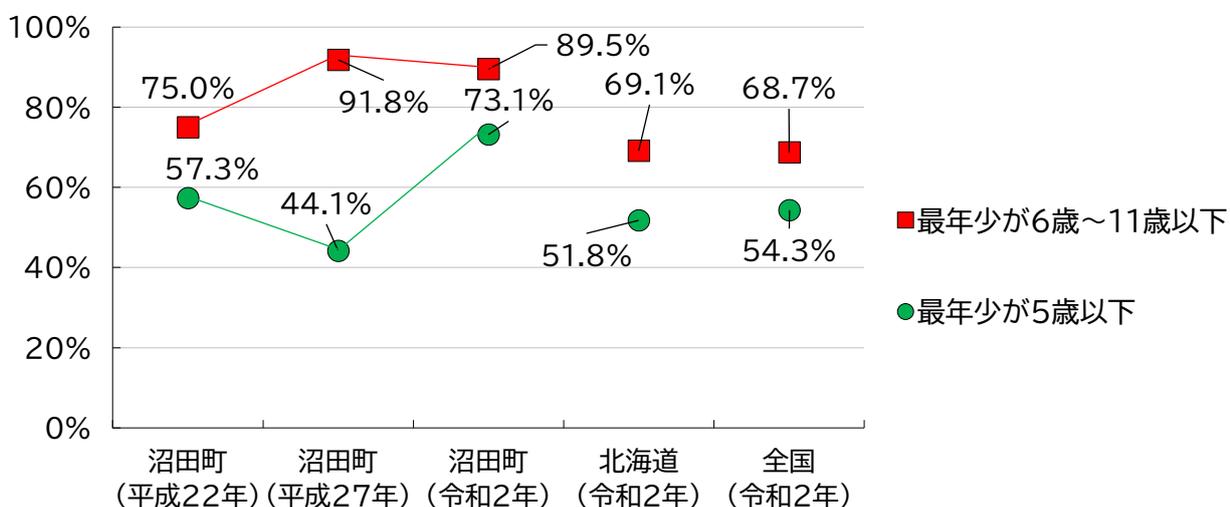
(8) 共働き世帯の状況

最年少の子どもが6歳～11歳以下の世帯では、夫、妻ともに就業している共働き世帯の割合が平成27年に91.8%と大きく増加し、令和2年には89.5%となっています。また、最年少の子どもが5歳以下の世帯では、令和2年には73.1%に増加しています。

いずれも、全国・北海道よりも割合が高くなっています。

■就業率の推移(平成22年～令和2年の比較)

	沼田町 (平成22年)	沼田町 (平成27年)	沼田町 (令和2年)	北海道 (平成27年)	全国 (平成27年)
最年少:5歳以下	57.3%	44.1%	73.1%	51.8%	54.3%
最年少:6歳～11歳以下	75.0%	91.8%	89.5%	69.1%	68.7%



資料:国勢調査

2 児童人口の状況

(1) 児童人口の状況

本町の17歳以下の総児童数について、令和2年は318人で、令和6年には280人となっています。令和2年と令和6年を比較すると、11.9%の減少となっています。

総人口については、令和2年は3,011人でしたが、令和6年は2,814人となっており、6.5%の減少となっています。

総人口の減少率と17歳以下の児童人口の増減率を比較すると、児童人口の減少率が上回っており、少子化傾向が続いています。

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	単位：人
						R2・R6の増減率
0歳	14	18	12	5	12	-14.3%
1歳	16	13	15	11	6	-62.5%
2歳	20	16	14	17	11	-45.0%
3歳	17	19	14	14	18	5.9%
4歳	21	16	18	17	13	-38.1%
5歳	19	22	16	17	17	-10.5%
6歳～11歳	90	88	96	99	98	8.9%
12歳～14歳	56	62	60	54	43	-23.2%
15歳～17歳	65	70	67	58	62	-4.6%
児童合計	318	324	312	292	280	-11.9%
総人口に占める割合	10.5%	10.9%	10.7%	10.2%	9.9%	
総人口	3,011	2,981	2,929	2,868	2,814	-6.5%

(2) 将来の子ども数の推計

計画期間中の本町の児童人口(0～17歳)の推計については、過去5か年(令和2年～令和6年)の住民基本台帳人口の推移をもとに算出しました。

単位：人

年齢区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	R7・R11の増減率
0歳	10	10	10	10	10	0.0%
1歳	11	9	9	9	9	-18.2%
2歳	7	12	10	10	10	42.9%
3歳	10	6	11	9	9	-10.0%
4歳	19	11	7	12	10	-47.4%
5歳	13	19	11	7	12	-7.7%
6歳	18	14	20	11	7	-61.1%
7歳	15	17	14	19	11	-26.7%
8歳	16	15	17	14	19	18.8%
9歳	20	15	14	16	13	-35.0%
10歳	15	21	16	15	17	13.3%
11歳	15	15	21	16	15	0.0%
12歳	16	15	15	22	17	6.3%
13歳	15	16	15	15	22	46.7%
14歳	14	15	16	15	15	7.1%
15歳	14	14	15	16	14	0.0%
16歳	25	14	14	15	16	-36.0%
17歳	21	25	14	14	15	-28.6%
1歳・2歳	18	21	19	19	19	5.6%
3歳～5歳	42	36	29	28	31	-26.2%
6歳～11歳	99	97	102	91	82	-17.2%
12歳～14歳	45	46	46	52	54	20.0%
15歳～17歳	60	53	43	45	45	-25.0%
児童合計	274	263	249	245	241	-12.0%
総人口に占める割合	9.9%	9.6%	9.3%	9.3%	9.3%	
総人口	2,771	2,733	2,687	2,637	2,597	-6.3%

3 教育・保育の量の状況

(1) 認定こども園への通園状況

本町では、平成28年度より認定こども園へ事業統合を行い、沼田認定こども園(定員80人)1園で0歳から5歳児の教育・保育を実施しています。利用者の推移をみると減少傾向にあります。

単位：人

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1	2	2	-	7
1～2歳児	14	13	10	15	12
3歳児以上	66	63	56	58	50
合計	81	78	68	73	69

(2) 小学校への通学状況

本町は、小学校、中学校それぞれ1校ずつで児童生徒の教育を実施しています。小学校の児童数については令和2年度から令和6年度にかけて増加していますが、中学校の生徒数は減少しています。

単位：人

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
沼田小学校					
1年生	15	18	22	15	17
2年生	13	16	17	21	14
3年生	13	13	16	17	21
4年生	12	13	14	16	15
5年生	14	14	14	14	16
6年生	23	14	14	14	15
総児童数	90	88	97	97	98
沼田中学校					
1年生	19	26	14	15	14
2年生	17	20	25	14	15
3年生	21	18	20	25	14
総生徒数	57	64	59	54	43

※特別支援学級児童・生徒含む

(学校基本調査 各年度5月1日現在)

(3) 学童保育の利用状況

学童保育は沼田小学校内に併設された1か所で実施しています。定員を超えて受け入れている年度が多くなっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	40	40	40	40	40
1年生	13	12	17	11	16
2年生	10	12	15	15	11
3年生	9	5	7	9	12
4年生	6	6	2	5	7
5年生	2	6	3	2	2
6年生	0	1	3	1	1
合計	40	42	47	43	49

(学童保育(放課後児童クラブ)実施状況調査 各年度5月1日現在)

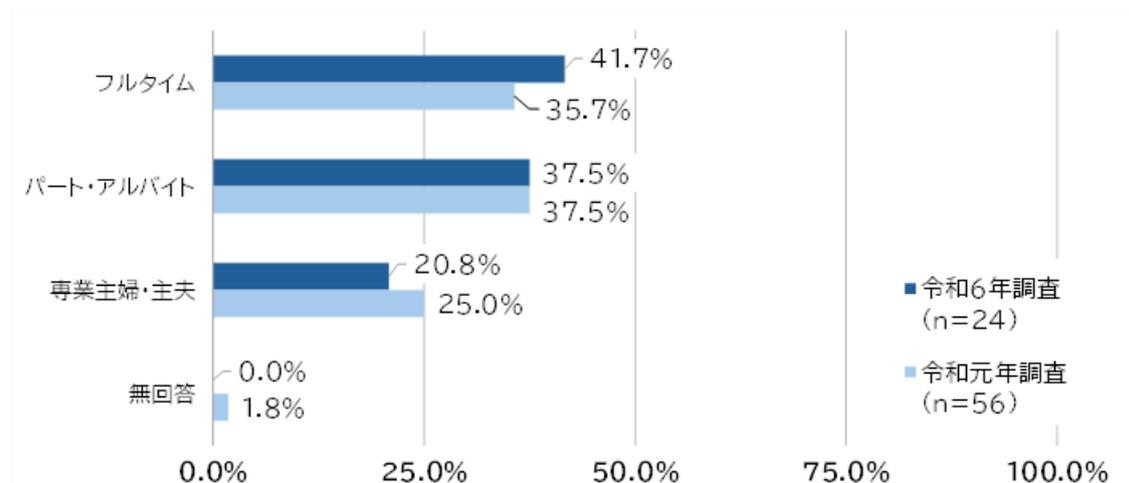
4 アンケート結果からみた保護者の状況と意向

(1) 母親の就労状況

◆現在の就労状況と過去の就労状況（就学前児童の母親）

- 「フルタイム」の割合が増えている

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」で就労している割合が41.7%と高くなっています。前回調査時の結果と比較して、就労をする母親が増えていることがうかがえます。



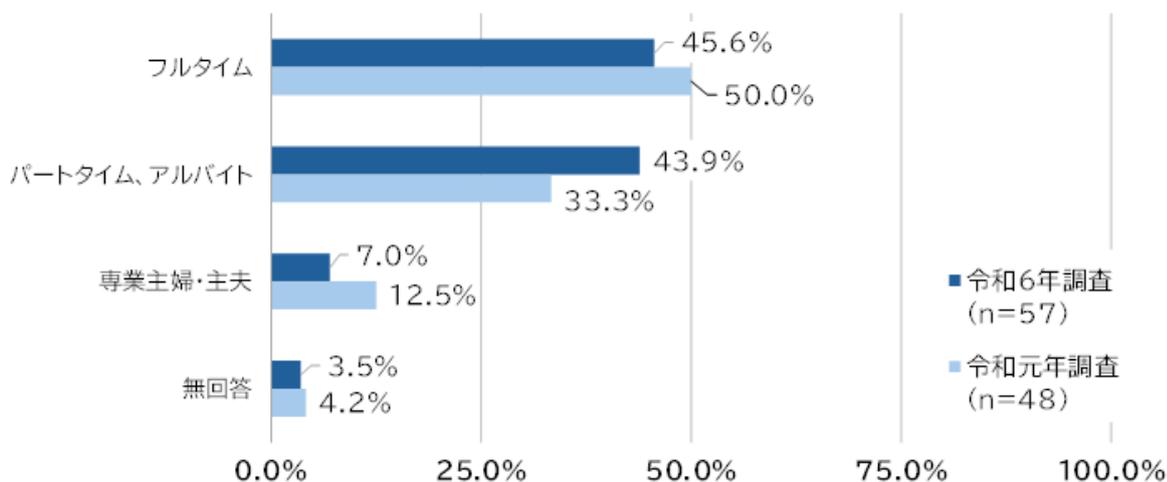
※令和元年調査に該当する項目なし

◆現在の就労状況（小学生の母親）

- 「パート、アルバイト」の割合が増えている

小学生の母親の就労状況は、「フルタイム」で就労している割合が45.6%と高くなっており、次いで、パート・アルバイトで就労している母親が43.9%となっています。

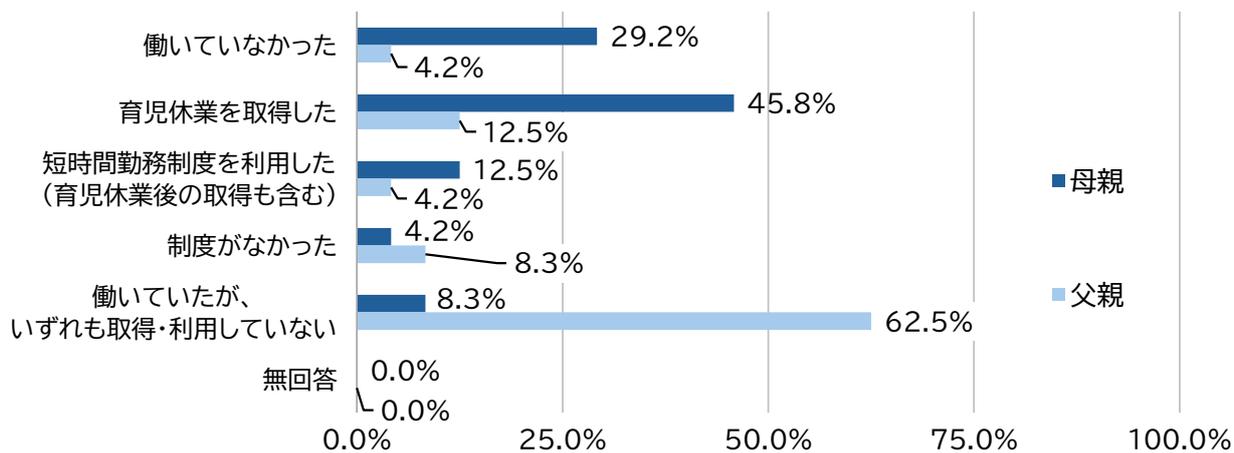
前回調査時の結果と比較して、就労している母親の割合が増えていることがうかがえます。



◆育児休業の取得状況（就学前児童の保護者）

- 「育児休業を取得した」割合が高い

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況は、「育児休業を取得した」という母親の割合が45.8%と高くなっています。また、「制度がなかった」と回答した保護者については、自営業と考えられます。



(2) 子育てに関する悩みごとと相談対応

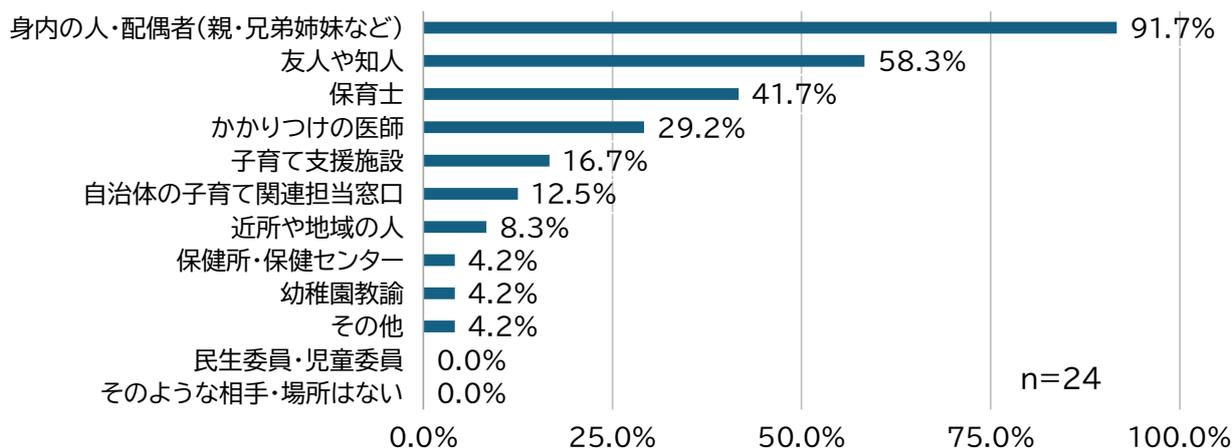
◆子育てに関する悩みの相談先（就学前児童・小学生の保護者）

・相談先は「身内の人・配偶者」が最も高い

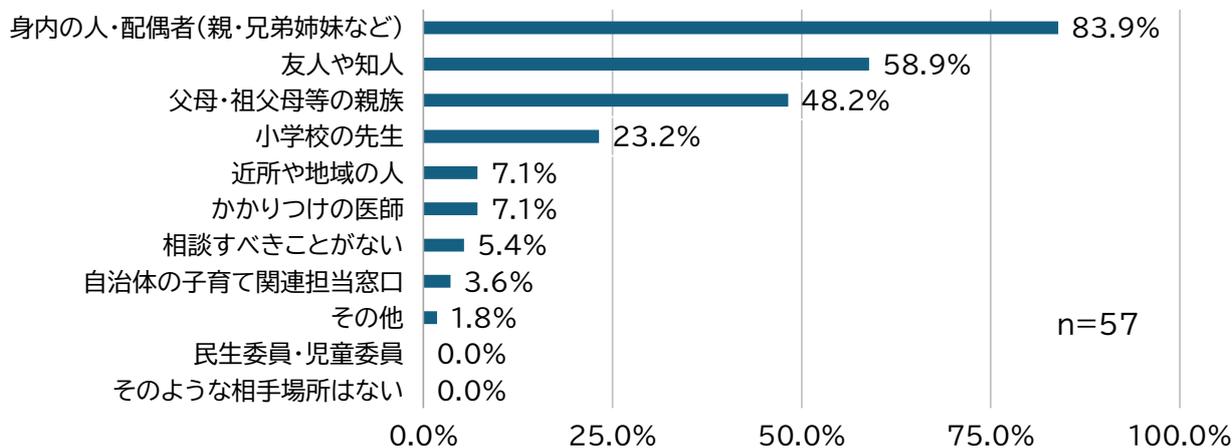
就学前児童・小学生の保護者それぞれの子育てに関する悩みの相談先は、「身内の人・配偶者」といった身近な人の割合が8割～9割、次いで「友人や知人」が約6割と高くなっています。

就学前児童の保護者は「保育士」を相談相手としていることが多く、その役割の重要さがうかがえます。

悩み事を相談する相手・施設（就学前児童の保護者）



悩み事を相談する相手・施設（小学生の保護者）



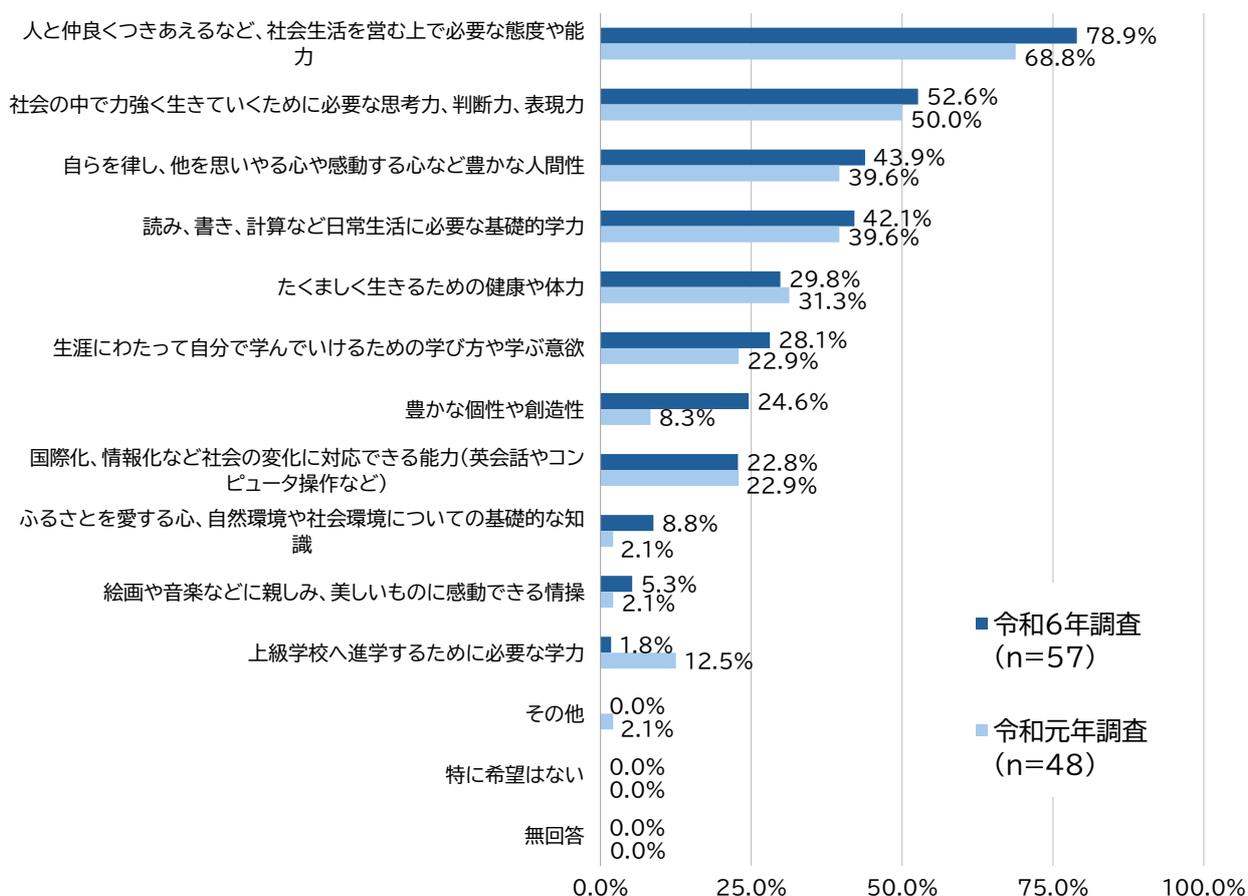
(3) 沼田町の子育て環境について

◆小学校の教育で特に重視すべきこと（小学生の保護者）

。「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が最も高い

小学生の保護者に、町の小学校の教育でどのようなことを身につける教育を特に重視すべきかを聞いたところ、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」が78.9%で最も高く、次いで、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力、表現力」が52.6%、「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」が43.9%となっています。

前回調査時と比較して、「上級学校へ進学するために必要な学力」が減少し、「豊かな個性や創造性」が増加しています。

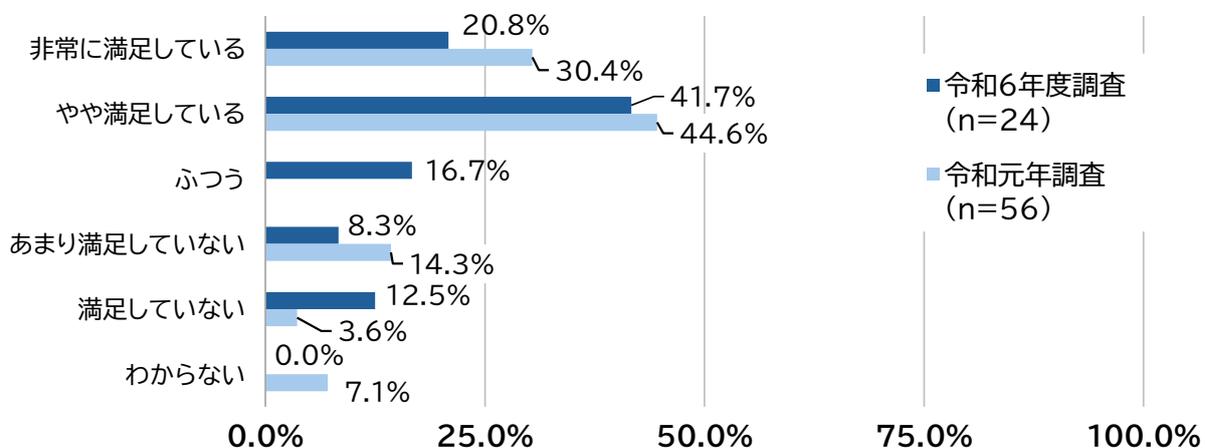


第2章 沼田町の子ども・子育てを取り巻く現状

◆沼田町の子育て環境の満足度（就学前児童）

- 「やや満足している」が最も高い

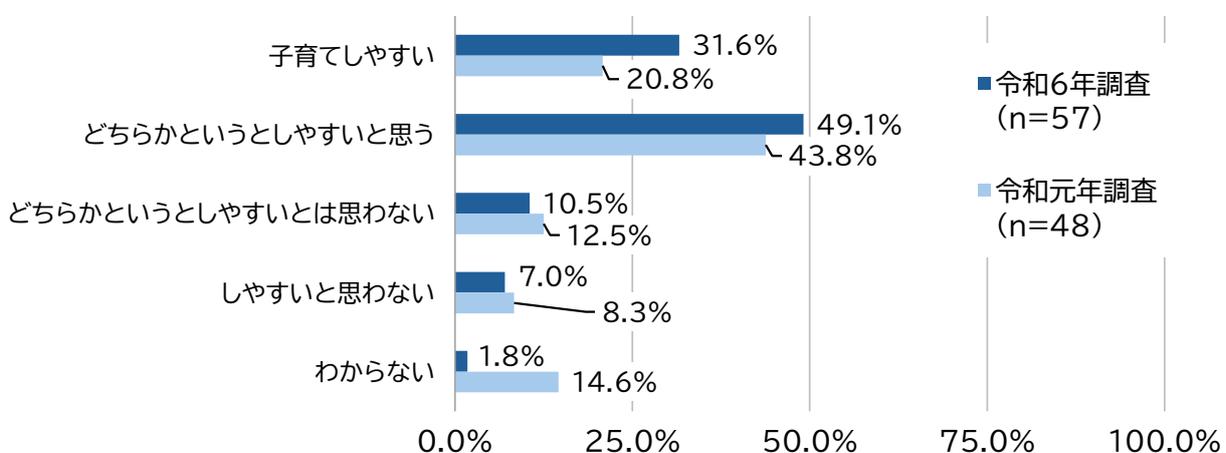
「やや満足している」が41.7%で最も高く、次いで、「非常に満足している」が20.8%となっています。子育てしやすいと回答した割合を合計すると、6割となっています。



◆沼田町の子育てのしやすさ（小学生の保護者）

- 「どちらかというと（子育て）しやすい」が最も高い

「どちらかというと（子育て）しやすい」が49.1%で最も高く、次いで、「子育てしやすい」が31.6%となっています。子育てしやすいと回答した割合は合計で8割となっています。

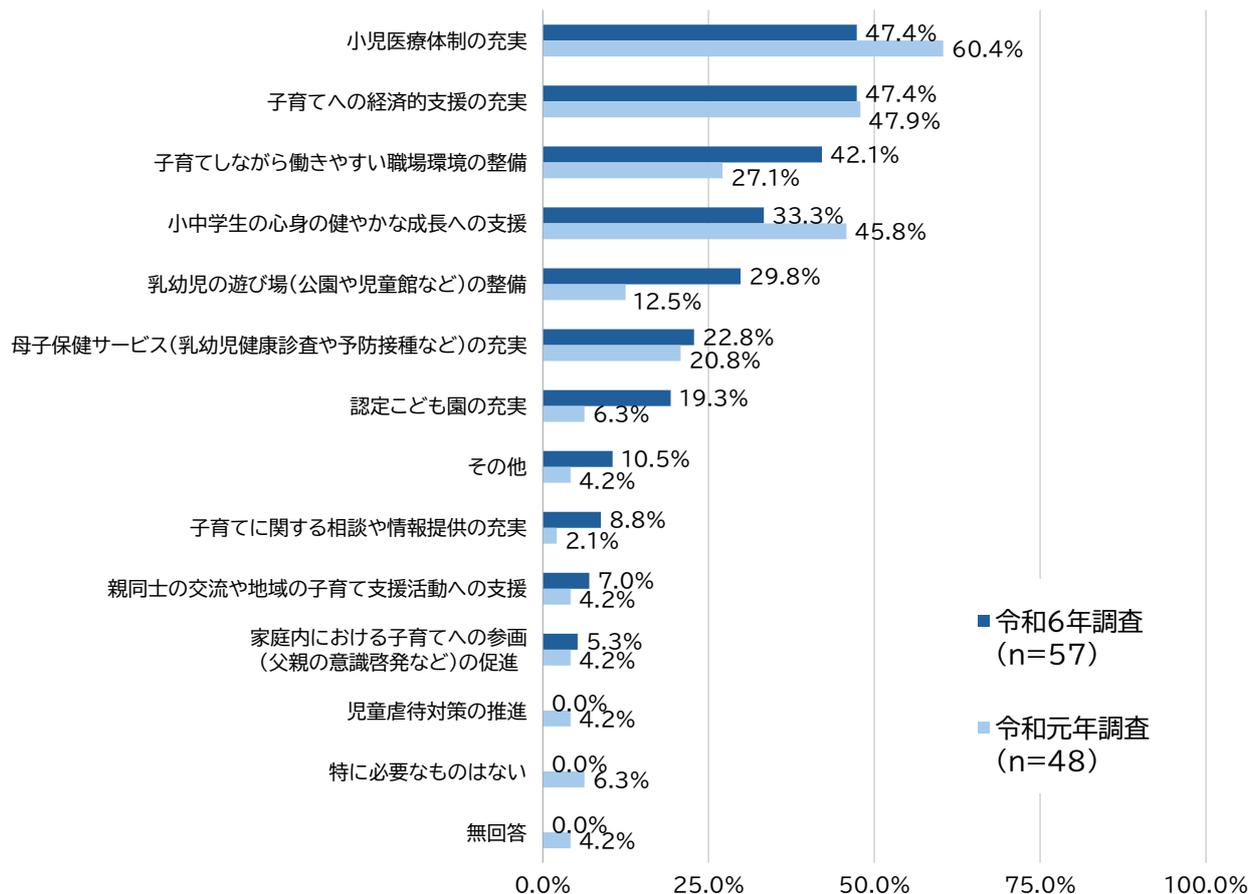


◆子育てをしやすいまちづくりのために最も重要なこと（小学生の保護者）

。「小児医療の充実」「子育てへの経済的支援の充実」の割合が高い

子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思うかについて聞いたところ、「小児医療体制の充実」と「子育てへの経済的支援の充実」が47.4%と同率で最も高く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」の順で高くなっています。

前回調査時と比較して、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」が最も増加しており、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「認定こども園の充実」が増加しています。



5 課題の整理

(1) 少子高齢化の影響

本町の人口は減少を続けています。また、少子高齢化の進行により、年齢3区分人口の割合は、65歳以上の高齢者の割合が増加する一方、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口の割合は低下を続けています。

(2) 子育て家庭へのサポート力の減少

アンケート調査では、特に小学生の母親の就業率が増加しており、共働き世帯が増加しているものと考えられます。このため、仕事と子育ての両立支援や、地域と連携した子育て支援の充実が求められます。

(3) 子育て環境の整備・充実に向けて

アンケート調査では、子育てをしやすいまちづくりのために重要なこととして、「小児医療体制の充実」「子育てへの経済的支援の充実」「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」を求める意向が高くなっています。

今後、本町の子ども・子育て支援や次世代の健全育成に向けた各種施策・事業の展開にあたって、これらの意向を踏まえた取組の充実が求められます。

(4) 沼田町第2期子ども・子育て支援事業計画の評価及び検討結果

【基本目標1】地域における子育て支援の充実

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	順調	継続	令和7年度より公設民営を検討している	保健福祉課
2	沼田町子育て交流広場の運営	順調	継続		保健福祉課
3	沼田町子育て世代包括支援センター事業	順調	継続		保健福祉課
4	乳幼児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問事業)	順調	継続		保健福祉課
5	養育支援訪問事業	順調	継続		保健福祉課
6	利用者支援事業	順調	継続		保健福祉課
7	子育て短期支援事業	順調	継続		保健福祉課
8	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	順調	継続		保健福祉課
9	一時預かり事業	やや順調	継続	保育士の不足	保健福祉課
10	延長保育事業	やや順調	継続	保育士の不足	保健福祉課
11	病児保育事業	やや順調	継続	人材確保が困難	保健福祉課
12	学童保育所事業 (放課後児童健全育成事業)	やや順調	継続	令和2年度より公設民営化	保健福祉課
13	実質徴収に係る補足給付を行う事業	順調	継続		保健福祉課
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	順調	拡充	対象園児のいるクラスに新規採用した保育士の人件費等の補助	保健福祉課
15	経済支援 (各種手当・給付金支給事業)	順調	継続		保健福祉課
16	がんばる高校生応援手当	順調	継続		住民生活課
17	子育て世帯冬季暖房経費助成事業	順調	拡充	令和6年度から高校生までの養育している家庭に拡充	保健福祉課
18	子育てサロン事業	順調	継続		保健福祉課
19	子どものための教育・保育給付事業	やや順調	一部 廃止	こども園の定員を80人→70人	保健福祉課
20	保育料軽減対策事業	順調	継続		保健福祉課
21	保育士就業支援助成金事業	順調	継続	0才(6か月後)又は産休・育休後1才の入園希望が多い	保健福祉課
22	子育てに関する情報の提供	順調	継続		保健福祉課
23	子育て支援ネットワークの整備	順調	継続		保健福祉課
24	こども応援団派遣事業 (地域ボランティア育成事業)	順調	継続		教育委員会
25	家庭教育支援事業	順調	継続		教育委員会 保健福祉課

第2章 沼田町の子ども・子育てを取り巻く現状

【基本目標2】母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
26	母子健康手帳の交付	順調	継続		保健福祉課
27	妊産婦健康診査・交通費助成	順調	継続		保健福祉課
28	各種健康教育事業	順調	継続		保健福祉課
29	個別支援事業と関係機関連携	順調	継続		保健福祉課
30	乳幼児健康診査 (乳児・1歳6か月児・3歳児)	順調	継続		保健福祉課
31	5歳児相談会	名称変更	継続	名称変更: 令和6 年度から5歳児健 診	保健福祉課
32	歯科検診、フッ素塗布、 フッ化物洗口事業、 妊婦歯科健診助成、親子歯科検診	順調	継続		保健福祉課
33	定期予防接種事業	順調	継続		保健福祉課
34	予防接種(任意)助成事業	順調	継続		保健福祉課
35	小児医療体費制の確保	順調	継続		保健福祉課
36	乳幼児医療助成事業	順調	継続		保健福祉課
37	産前・産後安心事業	順調	継続		保健福祉課
38	産後ケア事業	順調	継続		保健福祉課

【基本目標3】心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
39	図書館事業	順調	継続		教育委員会
40	ブックスタート事業	順調	拡充		教育委員会
41	読み聞かせ事業	順調	継続		教育委員会
42	子ども交流ひろば事業	改善	統合	全ての社会教育 事業の中に網羅す る	教育委員会
43	学習サポート「明日萌」事業	順調	継続		教育委員会
44	ジュニアリーダー育成事業	順調	継続		教育委員会
45	芸術文化活動支援事業	順調	継続		教育委員会
46	自然体験キャンプ事業	順調	拡充		教育委員会
47	合宿通学事業	順調	拡充	名称変更し、拡充	教育委員会
48	ポートハーディ派遣事業	順調	一部 検討中	目的や運営方法を 今一度検討する必 要がある	教育委員会
49	こども悩み相談室	順調	統合	「沼田学園」スク ールカウンセラー事 業と統合	教育委員会
50	小学校学力向上対策事業	順調	拡充		教育委員会
51	中学校学力向上対策事業 (漢検・英検の検定料助成)	順調	拡充		教育委員会
52	学校給食の充実	順調	継続	令和5年6月から 給食費を無償化し た	教育委員会
53	小学校学力向上補助教員配置	順調	継続		教育委員会
54	「沼田学園」スクールカウンセラー	順調	継続		教育委員会

第2章 沼田町の子ども・子育てを取り巻く現状

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
55	外国語指導助手人材確保事業	順調	継続	ALT 人材が本町に及ぼす好影響は非常に大きい。引き続き人材を確保できるように努める	教育委員会
56	小学校 ICT 機器導入・活用	順調	継続	今後も必要な機器を導入したい	教育委員会
57	小矢部市・沼田町青少年交流事業	順調	一部 検討中	生徒数の減少により、あんどん祭り時期の保護者の忙しさが上昇。受入時期や方法について検討が必要。	教育委員会
58	体力向上事業	順調	一部 拡充	令和6年度より年間 40 コマに増加	教育委員会
59	子ども水泳教室	順調	継続		教育委員会
60	思春期健康教育	順調	継続		教育委員会
61	学校保健活動	順調	継続		教育委員会
62	不登校児の適応指導教室開設事業	順調	継続	令和2年3月設置	教育委員会
63	薬物乱用防止普及啓発活動	順調	継続		保健福祉課

【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
64	公営住宅の整備	順調	継続		住民生活課 建設課
65	公営住宅入居基準緩和の取組	順調	継続		住民生活課
66	移住定住促進事業 (子育て世代)	順調	継続		住民生活課
67	ディスプレイ設置費用助成事業	順調	継続		建設課 住民生活課
68	公園管理及び遊び場整備に関する事業	順調	継続		建設課

【基本目標5】仕事と家庭との両立の推進

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
69	ワーク・ライフ・バランスの実現をめざす取組	順調	継続		産業創出課
70	働き方に関する周知・普及啓発活動	順調	継続		産業創出課
71	産休・育休明けの認定こども園の円滑な利用の確保	順調	継続		保健福祉課
72	父親育児支援事業	順調	継続		保健福祉課

第2章 沼田町の子ども・子育てを取り巻く現状

【基本目標6】子どもの安全確保

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
73	安全確保対策事業 (一斉メール送信事業)	順調	継続		教育委員会
74	ぬまたっ子 サポーター事業	順調	継続		教育委員会
75	子ども 110 番の家事業	改善	統合	沼田っ子サポーターに集約し、町全体で子どもを見守る体制を強化する	教育委員会
76	防犯協力連携事業 (巡回強化依頼)	順調	継続		住民生活課
77	安心安全マップ作成事業	順調	継続		住民生活課
78	認定こども園・小中学校交通安全教室	順調	継続		住民生活課
79	スクールゾーン、キッズゾーンの設定	順調	継続		教育委員会 保健福祉課
80	社会を明るくする運動 (深川地区保護司会沼田支部)	順調	継続		保健福祉課

【基本目標7】特に支援が必要な児童への対応等きめ細かな取組の推進

No.	施策・事業名	施策評価 (自己評価)	今後の 方向性	備考	担当課
81	沼田町要保護児童対策地域協議会	順調	継続		保健福祉課
82	児童家庭相談	順調	継続		保健福祉課
83	ひとり親家庭への相談支援	順調	継続		保健福祉課
84	児童扶養手当給付事業	順調	継続		保健福祉課
85	ひとり親家庭等医療費助成事業	順調	継続		保健福祉課
86	福祉資金貸付事業(母子寡婦資金等貸付事業)	順調	継続		保健福祉課
87	療育支援体制	順調	継続		保健福祉課
88	児童発達支援事業(障がい福祉サービス)の活用	順調	継続		保健福祉課
89	児童発達支援事業等の自己負担無料化	順調	継続		保健福祉課
90	特別支援教育の推進	順調	継続		教育委員会
91	巡回児童相談(療育判定・生活指導)	順調	継続		保健福祉課
92	特別児童扶養手当給付事業	順調	継続		保健福祉課
93	障がい児童福祉手当給付事業	順調	継続		保健福祉課
94	障がい児への医療費助成	順調	継続		保健福祉課
95	在宅障がい児等施設通所費補助事業	順調	継続		保健福祉課
96	難病患者(児)通院費助成事業	順調	継続		保健福祉課
97	障がい児補装具支給事業	順調	継続		保健福祉課
98	障がい児日常生活用具給付事業	順調	継続		保健福祉課

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援と次世代育成支援の施策・事業の推進にあたり、第6次総合計画で掲げたまちの将来像「子どもたちが誇りをもてる ふるさと創造 沼田町」の実現とキャリア教育・子育て関連のプロジェクトである「沼田で育ってよかった！こども応援プロジェクト」の推進に資するよう、本計画の理念（実現テーマ）はこれまでの計画のものを継承します。

また基本目標についても、これまでの計画を継承しつつ、新規追加事項や終了した事業を整理しました。

実現テーマ

『未来を創る子どもたちを地域ぐるみで愛し、育てよう』

ここ
～「沼田で育ってよかった」と思えるまちをめざして～

2 基本的な視点

本計画を作成する上での基本的な視点は、第2期沼田町 子ども・子育て支援事業計画で設定した9つの視点を踏まえ、次のように定めます。

① 子どもの権利尊重の視点

子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに暮らし、それぞれの幸福な未来を生きることができるよう取り組みます。

② 子どもを生き育てる環境づくりの視点

子どもを生き育てたいという希望をかなえることができるよう、地域における子育て支援や経済的な課題への支援等、安心して子育てのできる環境づくりに取り組みます。

③ サービス利用者の視点

核家族化の進行や国民の価値観の多様化など社会環境の変化に伴い、子育て家庭の生活実態や利用者ニーズが多様化している現状を踏まえ、サービス利用者の実情に基づき、多様な家族形態や文化的背景に対応できる、柔軟かつ総合的な支援体制の整備を推進します。

④ 社会全体による支援の視点

子育ては父母その他の保護者の責任であると同時に、国や地方公共団体、企業、地域社会を含む社会全体で協力して取り組むべき課題であるとの認識から、様々な担い手の協働による連携体制を構築し、長期的に持続可能な支援モデルの追求を目指して対策を進めます。

⑤ 仕事と生活の調和実現の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するため、働き方の見直しを推進し、仕事と家庭生活の調和が図れる社会づくりを目指すべく、国、地方公共団体、企業などの関係者と連携しながら、本町全体で取り組みを進めます。

⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

本計画では、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育てする保護者の孤立化など、多様な問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭の支援を目的として取り組みます。

⑦ 地域資源の効果的な活用の視点

本町には、サークルなどの地域活動団体、社会福祉協議会、主任児童委員をはじめとする各種団体、高齢者や障がい者へのサービス提供事業者、そして子育て支援を通じた地域貢献を希望する高齢者など、豊かな社会資源が存在しています。これに加え、豊かな自然環境や伝統文化を活かし、最新のICTなどの情報技術を効果的に取り入れることで、効率的な支援体制の整備と地域全体での連携強化を進めていきます。

⑧ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境整備には、適切なサービス供給量の確保とともに、支援サービスの質向上が不可欠です。そこで本計画では、人材の資質向上、情報公開、サービス評価などの取り組みを通じて、常に提供されるサービスの質を追求し、利用者の信頼を高める施策を推進します。

⑨ 地域特性を考慮する視点

町内中心部と農村部の相違を始め、社会資源の状況など子育てを行う地域の特性は様々であるので、この計画では、行政と地域が協力し、地域に適した取組を進めます。

3 基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の充実

現代の核家族化や共働き世帯の増加により、子育て環境は多様化しています。

児童福祉と母子保健の一体的な推進を図りながら、各ライフステージの子育てニーズに応える取組を推進するとともに、地域・関係機関と連携を図りながらすべての家庭が安心して子育てできる環境整備を目指します。

施策目標

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 教育・保育事業の充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産から育児までの多様な悩みや困りごとに対し、切れ目ない相談・指導體制を確立します。子どもの健やかな成長のために、特に抵抗力の弱い子どもや母体の保護、ならびに子育て負担の軽減に努め、すべての親子が心身ともに健康に育つ環境の整備を推進します。

施策目標

子どもと母親の健康の確保

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもは家庭や学校、地域等あらゆる環境での、多様な体験や他人とのふれあい・関わりを通して心豊かに健やかに成長します。

本町では、次代を担う子どもたちに対し、家庭教育、就学前教育、学校教育、そして地域資源を活かした教育環境の提供を通じた体制整備に努めるとともに、思春期の子どもたちが心身ともに大きく変化する中で抱える悩みに対応すべく、学校保健活動や関係機関との連携を深め、正しい知識と情報を伝える学習機会や相談体制の充実を図ります。

施策目標

- (1) 児童の健全育成
- (2) 思春期保健対策の充実

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもたちが安心して暮らせるよう、居住環境や自由に活動できる場等、快適な子育て環境の整備に努めます。

施策目標

安心して子育てしながら暮らせる環境の整備

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現に向け、育児休業の取得促進や柔軟な働き方が実現するよう、啓発活動を行います。また、女性の家事・育児負担が不当に偏らないよう、固定的な性別役割分担意識の解消を目指した啓発活動等を行い、働きながら子どもたちを安心して育てられる環境づくりを目指します。

施策目標

- (1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の改革
- (2) 父親の育児参加への支援

基本目標6 子どもの安全確保

本町では事故や犯罪の被害から子どもたちを守る活動を、地域と連携・協力して推進します。

施策目標

安心して通園・通学・外出できる環境の整備

基本目標7 特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

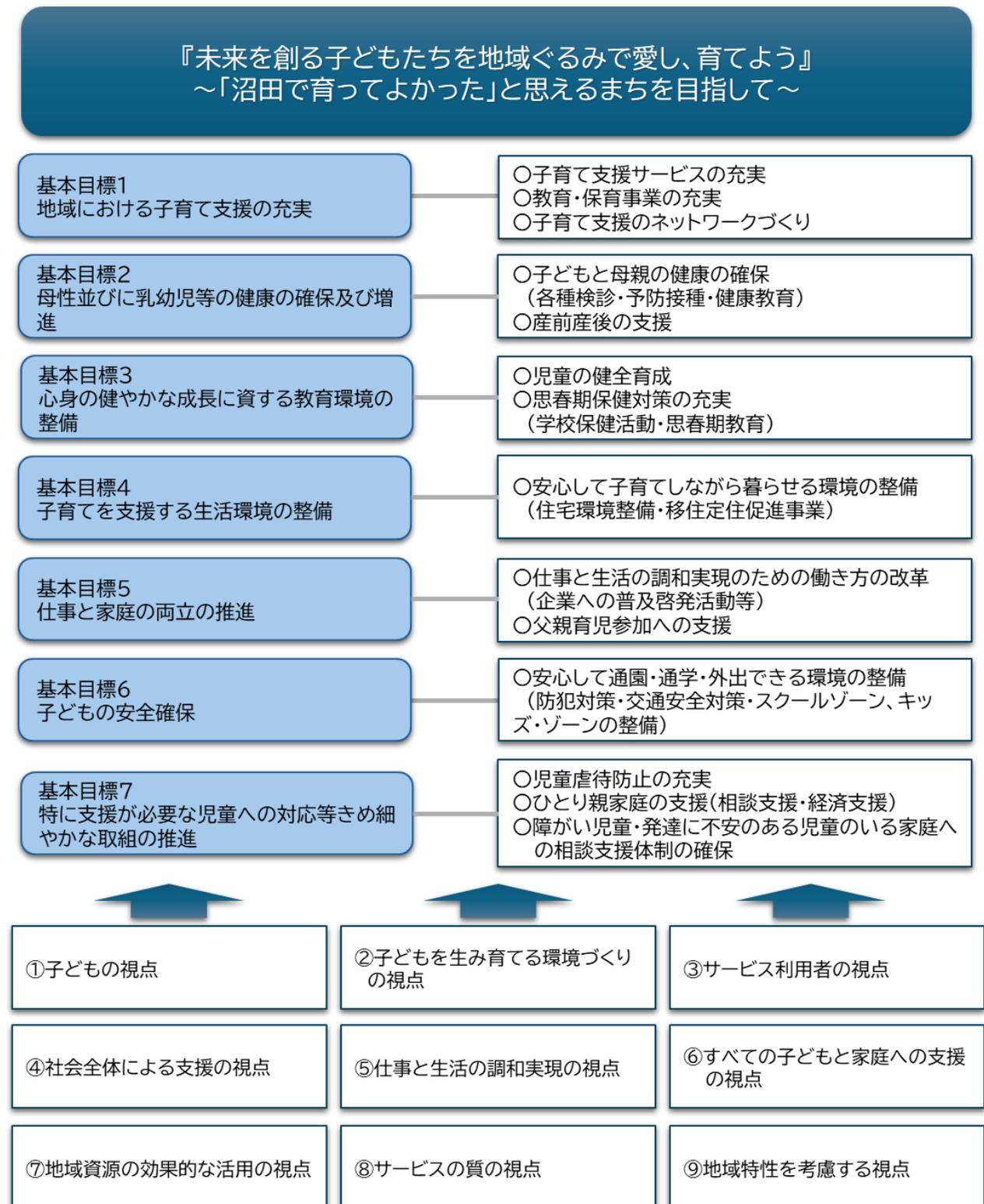
近年、全国的に子どもへの虐待が大きな社会問題となっています。本町においても、関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止・早期発見に努めます。

また、家庭の経済的困窮や障がい等、社会的支援を要する課題に対し、制度・サービスによる支援だけでなく、相談支援体制を確保し、関係機関等と連携しながら個々の状況に応じた支援を推進します。

施策目標

- | | |
|-----|----------------------------------|
| (1) | 児童虐待防止対策の推進 |
| (2) | 子どもの貧困対策 |
| (3) | 障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保 |

4 施策の体系



第4章 施策の推進

実施事業一覧

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
1 地域における子育て支援の充実	① 子育て支援サービスの充実	こども家庭センターの立ち上げ	保健福祉課	45
		多様な保育ニーズへの対応	保健福祉課	45
		地域子育て支援拠点事業の充実	保健福祉課	46
		子育てサロン事業	保健福祉課	46
		がんばる高校生応援手当	住民生活課	47
		子育て世帯冬季暖房経費助成事業	保健福祉課	47
	② 教育・保育事業の充実	子どものための教育・保育給付事業	保健福祉課	48
		保育料軽減対策事業	保健福祉課	48
		保育士就業支援助成金事業	保健福祉課	48
	③ 子育て支援のネットワークづくり	子育てに関する情報の提供	保健福祉課	49
		子育て支援ネットワークの整備	保健福祉課	49
		こども応援団派遣事業(地域ボランティア育成事業)	教育委員会	50
		家庭教育支援事業	教育委員会 保健福祉課	50

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	子どもと母親の健康の確保	母子健康手帳の交付	保健福祉課	51
		伴走型相談支援の推進	保健福祉課	51
		妊産婦健康診査・交通費助成	保健福祉課	52
		各種健康教育事業	保健福祉課	52
		個別支援事業と関係機関連携	保健福祉課	52
		乳幼児健康診査(乳児・1歳6か月児・3歳児)	保健福祉課	53
		5歳児健康診査	保健福祉課	53
		歯科健診、フッ素塗布、フッ化物洗口事業、妊婦歯科健診助成、親子歯科健診	保健福祉課	53
		定期予防接種事業	保健福祉課	54
		予防接種(任意)助成事業	保健福祉課	54
		小児医療体制の確保	保健福祉課	54
		乳幼児等医療費助成事業	保健福祉課	55
		産前・産後安心事業	保健福祉課	55
		産後ケア事業	保健福祉課	55

第4章 施策の推進

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①児童の健全育成	図書館事業	教育委員会	56
		ブックスタート事業	教育委員会	56
		読み聞かせ事業	教育委員会	57
		学習サポート「明日萌」事業	教育委員会	57
		公設塾「みらい」事業	教育委員会	58
		ジュニアリーダー育成事業	教育委員会	58
		芸術文化活動支援事業	教育委員会	59
		自然体験事業	教育委員会	59
		沼田っ子の夢応援事業	教育委員会	60
		ポータルデー派遣事業	教育委員会	60
		小学校学力向上対策事業（漢検・算検の検定料助成）	教育委員会	60
		中学校学力向上対策事業（漢検・英検・数検の検定料助成）	教育委員会	61
		学校給食の充実	教育委員会	61
		小学校学力向上補助教員配置	教育委員会	61
		スクールカウンセラー配置	教育委員会	62
		外国語指導助手人材確保事業	教育委員会	62
		小中学校 I C T 機器導入・活用	教育委員会	62
		小矢部市・沼田町青少年交流事業	教育委員会	63
		小学校体力向上事業	教育委員会	63
	子ども水泳教室	教育委員会	63	
	②思春期保健対策の充実	思春期健康教育	教育委員会	65
		学校保健活動	教育委員会	65
		不登校児の適応指導教室開設事業	教育委員会	66
		薬物乱用防止普及啓発活動	保健福祉課	66

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
4 子育て支援をする生活環境の整備	安心して子育てしながら暮らせる環境の整備	公営住宅の整備	住民生活課 建設課	67
		公営住宅入居基準緩和の取組	住民生活課	67
		移住定住促進事業（子育て世代）	住民生活課	67
		ディスプレイ設置費用助成事業	建設課 住民生活課	68
		公園管理及び遊び場整備に関する事業	建設課	68
		ぬまたライフサポート事業（米どころにうまれてよかった事業）	住民生活課	68

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
5 仕事と家庭との両立の推進	①仕事と生活の調和実現のための働き方の改革	ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組	産業創出課	69
		働き方に関する周知・普及啓発活動	産業創出課	69
		産休・育休明けの認定こども園の円滑な利用の確保	保健福祉課	70
	②父親の育児参加への支援	父親育児支援事業	保健福祉課	71

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
6 子どもの安全確保	安心して通園・通学・外出できる環境の整備	安全確保対策事業（一斉メール送信事業）	教育委員会	72
		ぬまたっ子サポーター事業	教育委員会	72
		子ども110番の家事業	教育委員会	73
		防犯協力連携事業（巡回強化依頼）	住民生活課	73
		通学路点検	教育委員会	73
		認定こども園・小中学校交通安全教室	住民生活課	74
		スクールゾーン、キッズ・ゾーンの設定	教育委員会 保健福祉課	74
		社会を明るくする運動（深川地区保護司会沼田支部）	保健福祉課	74

第4章 施策の推進

基本目標	施策の方向性	事業名称	担当課	関係ページ
7 特に支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進	①虐待防止策の充実	沼田町要保護児童対策地域協議会	保健福祉課	75
		児童家庭相談	保健福祉課	75
	②子どもの貧困対策	ひとり親家庭への相談支援	保健福祉課	76
		児童扶養手当給付事業	保健福祉課	76
		ひとり親家庭等医療費助成事業	保健福祉課	76
		福祉資金貸付事業（母子寡婦資金等貸付事業）	保健福祉課	77
		経済支援（各種手当・給付金支給事業）	保健福祉課	77
	③障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保	療育支援体制	保健福祉課	78
		児童発達支援事業（障がい福祉サービス）の活用	保健福祉課	78
		特別支援教育の推進	教育委員会	79
		巡回児童相談（療育判定・生活指導）	保健福祉課	79
		各種給付・費用負担軽減等	保健福祉課	80

基本目標1 地域における子育て支援の充実

① 子育て支援サービスの充実

こども家庭センター機能の充実を図り、子育て世帯の不安や悩みに、児童福祉・母子保健分野が連携して支援を行います。また、核家族化や共働き世帯の増加等、多様化する子育て世帯の多様な保育ニーズへの対応に努めます。そのためには、子育て支援サービスを推進するだけでなく、地域と連携しながら、包括的に支援を展開します。

こども家庭センターの立ち上げ

(保健福祉課)

【現状と課題】

令和4年の児童福祉法改正により、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運用する「こども家庭センター」を、すべての市町村が設置することとなりました。本町においても、現状の体制をもとに、庁内の連携を充実させ、令和7年4月にこども家庭センターを立ち上げます。

【今後の取組】

- 1) 児童福祉と母子保健の一体的運用体制を整備するとともに、医療・教育など関係機関との連携をさらに深化し、情報共有と支援の一元化を図ります。
- 2) 子どもの権利侵害が起こらないよう、保護者だけでなく子どもからの意見聴取のあり方を検討します。

多様な保育ニーズへの対応

(保健福祉課)

【現状と課題】

アンケート結果では、子育て世帯の母親の就労に増加がみられ、共働き世帯が増加していることがうかがえます。保護者の就労形態の変化等に伴うニーズの多様化を踏まえながら、柔軟な保育時間の確保や多様な子育て支援ニーズに対応した取り組みを展開します。

【今後の取組】

- 1) 本町の社会資源を最大限活用し、地域子ども・子育て支援事業を推進します。(詳細は第5章に記載します)
- 2) 法定事業だけでなく、地域住民と連携し、地域における自主的な子育て支援活動を促進します。

地域子育て支援拠点事業の充実

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町では、就学前の子どもの遊び場や子育て家庭同士の交流・情報交換の場として、また子育て相談を目的として、子育て支援センターと子育て交流広場「えがお」を運営しています。

利用者からは、より充実したサービス提供や多様なニーズへの柔軟な対応が求められており、施設運営の改善や情報発信の強化が必要とされています。

【今後の取組】

- 1) 令和7年度より、子育て支援センターと子育て交流広場「えがお」を、認定こども園にて一体的に運営する体制とします。
- 2) 利用者のニーズを正確に把握するため、定期的なアンケート調査やヒアリングを実施し、施設運営やイベント内容の充実を図ります。
- 3) 子育てボランティアの育成を推進し、地域全体で子育て支援ネットワークを強化します。

子育てサロン事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

沼田町の子育てサロン事業は、保護者のストレス解消や親子の交流促進に寄与し、地域住民の自主的な発想や提案に基づいて実施されています。未就園児のいる家庭の不安や負担感軽減のために重要な事業であり、継続的な実施に向けた体制強化が求められています。

【今後の取組】

今後も事業を継続し、必要な家庭が利用できるように、地域の支援員の育成や関係団体との連携強化に努めます。」また、対象となる親子への周知・案内を徹底して情報発信を強化することで、地域に根ざした子育て支援体制の確立を目指します。

がんばる高校生応援手当**(住民生活課)****【現状と課題】**

子育て環境の向上を図るため、高校や高専に就学する生徒の保護者に対し、「がんばる高校生応援手当」として高校生1人あたり月 10,000 円を支給しています。しかし、町内に高校等の施設が存在せず、多くの生徒が町外通学を余儀なくされるため、通学費用や生活上の負担が大きく、さらなる経済的支援を検討する必要があります。

【今後の取組】

今後もニーズ等を適切に把握し、継続実施します。

子育て世代冬季暖房経費助成事業**(保健福祉課)****【現状と課題】**

町内に居住する義務教育終了前までの子どもを養育する家庭を対象に、冬期の暖房経費の一部助成を通じ経済的負担の軽減と健全な子育て環境の確保を図っています。令和6年度から高校生まで対象を拡充しましたが、助成対象や支給額の適正化、制度の拡充について引き続き検討が必要です。

【今後の取組】

利用者のニーズを継続的に把握し、助成制度の効果評価や改善策の検討を進めます。

第4章 施策の推進

② 教育・保育事業の充実

必要な人に必要な支援が届くよう、給付の適正な実施や保育料の軽減を行うとともに、幼児教育・保育を持続的に提供するための人材確保に取り組みます。

子どものための教育・保育給付事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

平成28年度より沼田幼稚園と沼田保育園の機能を統合した認定こども園事業を開始しており、0歳からの幼児教育と保育を一体的かつ継続的に提供しています。子どもの数の減少と人材確保の問題から、認定こども園の利用定員の維持が課題になっています。

【今後の取組】

子どもの成長に合わせた一体的な幼児教育・保育の提供をさらに充実させる必要があり、小中学校への連続性を意識した教育プログラムの整備に努めます。また、外国人幼児への適切な対応や、利用給付の公正な支給など、運営体制の維持・充実を進め、必要な人が事業を利用できるよう努めます。

保育料軽減対策事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町では、平成30年度から保育料の完全無償化を実施しています。

【今後の取組】

本町独自の支援として、引き続き実施します。

保育士就業支援助成金事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

全国的な保育士不足や新卒保育士の減少により、本町においても安定的な保育体制の確保が課題となっています。就職支度金、就業支援金、住宅準備支援金による支援が、保育士確保の鍵となっています。

【今後の取組】

管内での保育士募集のPRを強化するとともに、認定こども園との連携による情報収集と人材確保に努めます。

③ 子育て支援のネットワークづくり

子育てを地域で支えるために、地域と保育・教育機関、子育て支援拠点施設、学校などが連携を図り、子育てに関する情報や活動に関する情報を保護者と共有し、協力して子育てを支援することが重要です。また子育て家庭に、地域の自主的な支援ネットワークを作っていくことも必要です。

子育てに関する情報の提供

(保健福祉課)

【現状と課題】

教育委員会、子育て支援センター、子育て交流広場、ファミリー・サポート・センター、認定こども園、学童保育等の各機関から子育てに関する情報を発信し、広報紙やお知らせ版、情報紙を通じ周知を図っています。また、母子手帳アプリを活用して母子保健や子育て支援に関する情報を提供するとともに、妊娠期から育児期の母子の健康相談等のために産婦人科オンライン・小児科オンラインを提供しており、保護者がリモートで医師や助産師に相談できる体制を整備しています。

制度改正や新たな支援策の変化に迅速に対応するため、利用者が必要な情報を適時に入手できる体制のさらなる充実が課題となっています。

【今後の取組】

- 1) 本町広報紙および各関係機関の機関紙を活用した情報周知を継続し、制度改正等の最新情報を適時提供します。
- 2) 本町ホームページなどデジタル媒体への掲載を強化し、説明会や懇談会の開催を通じてわかりやすい情報発信に努めます。
- 3) 子育て交流広場を積極的な情報発信拠点として運用し、地域の子育て世帯が迅速に情報にアクセスできる環境整備を進めます。

子育て支援ネットワークの整備

(保健福祉課)

【現状と課題】

子どもたちを支える機関（地域・行政・医療機関・保育事業者・学校関係など）との連携は、現在も随時連絡を密に図り実施しています。

さらに、地域全体で支える仕組みの充実を図るネットワークの整備を進める必要があります。

【今後の取組】

こども家庭センターを中心として、行政、地域、関係機関等とのネットワークを充実し、子育て家庭だけでなく出生前からの支援を充実させるなど、サービスの質の向上を図ります。

こども応援団派遣事業（地域ボランティア育成事業）

（教育委員会）

【現状と課題】

次世代を担う子どもたちが、多様な体験・交流を通じて、『生きる力』を育ていけるよう、地域の自主的な活動が必要です。そのため、こども応援団（地域ボランティア）を募り、地域の教育力や技術を提供いただきながら事業を行っています。今後も多くの方々の登録を受けて事業実施することが必要となります。

【今後の取組】

- 1) ボランティア育成事業の周知を適切に実施します。
- 2) 関係機関（学校・PTA・社会教育関係・文化連盟他）との連携を図り、人材の確保に努めます。

家庭教育支援事業

（教育委員会・保健福祉課）

【現状と課題】

家庭での生活習慣が子どもの成長の基盤であることから、マタニティークラブや地域子育て支援センターを通じて、子育てや生活の助言などを実施しています。

今後さらに、子どもたちの生活習慣の見直しや他人との接し方・ふれあい方法など、子どもたちがより楽しく成長できるよう助言を行えるような取組が必要です。

また、子どもの権利擁護のため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てに関する理解が地域社会に広まるよう、沼田町要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と連携し、普及啓発を行っていく必要があります。

【今後の取組】

- 1) マタニティークラブ・地域子育て支援センター事業など既存事業を継続し、充実に向けた検討を行います。
- 2) 生活習慣の見直し方法や、子どもたちとのコミュニケーション方法など、保護者が家庭において必要な情報や手法を学習する場の提供に努めます。
- 3) 子どもたちへ遊びを提供し、親子で一緒に行き、ふれあえる時間を提供し、子どもたちの成長を育みます。
- 4) PTA連合会研究大会との共催、家庭教育講座を開催します。
- 5) 子どもたちの権利を尊重した子育てのあり方について、沼田町要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と連携し、普及啓発活動を行います。

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもと母親の健康の確保

母子の健康保持・増進は、健やかな育児環境の確保が重要です。

妊娠から出産、新生児期及び乳幼児期を通し、母子ともに健康で、健やかに成長発達できるよう、健康診査や訪問指導、育児不安の軽減を図る等、継続した支援体制を確保する必要があります。

母子健康手帳の交付

(保健福祉課)

【現状と課題】

妊婦からの申請に基づき、母子健康手帳を交付し、妊産婦健康診査、分娩、乳幼児健診、予防接種、保健指導など必要な情報を記録することで、母子の健康管理に役立てています。交付時には必ず面談を実施し、妊娠・出産・子育てに困難が予測される場合は、関係機関との連携を通じて早期支援を開始しています。これにより、母子健康手帳未交付のまま出産に至る事例はなく、現状は安定した運用がなされており、今後も変化する支援ニーズに柔軟に対応するための体制強化が求められます。

【今後の取組】

- 1) 母子健康手帳交付時から速やかに個別支援を開始し、妊娠期から出産、育児期に至る切れ目ない支援を実施します。
- 2) 必要時、関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。

伴走型相談支援の推進

(保健福祉課)

【現状と課題】

国の制度を活用し、妊娠届出時と出産届出時に給付金を支給するとともに、面談や情報発信をあわせて行うことで、妊婦・子育て家庭への切れ目ない支援を行います。

【今後の取組】

- 1) 国の支援制度である、妊娠届や出生届を行った際の経済的支援（出産・子育て応援交付金）とあわせて、アンケートや面談を実施し、不安や困りごとについて早期に把握します。
- 2) 課題把握に伴い、特に支援が必要と判断された子ども・保護者に対しては、継続的な関わりや情報提供を実施し、妊娠期から育児期にかけての子育て家庭に寄り添う支援を行います。

妊産婦健康診査・交通費助成

(保健福祉課)

【現状と課題】

妊産婦健康診査受診券を交付し、超音波検査を含む健康診査の受診を促進するとともに、国の定める14回を超過した分や精密検査費用も全額助成しています。

全国的な医師不足により、道内でも分娩医療機関が集約され、本町が属する第2次医療圏内には、その設置がありません。そのため定期受診の機会を確保することから、妊産婦健康診査等に要する交通費を助成しています。

【今後の取組】

- 1) 妊産婦健康診査事業を継続し、未受診者への積極的な受診勧奨を実施します。
- 2) 交通費助成制度を継続します。

各種健康教育事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

乳幼児の健やかな成長と子育て負担の軽減を目指し、正しい知識の普及と個別助言指導を実施しています。妊婦向けの「マタニティークラブ(母親学級)」では栄養や保健指導を、子育て支援センターでは各種子育て事業を通じて、専門職が連携して支援に当たっています。

【今後の取組】

- 1) 利用ニーズを的確に把握し、事業を継続します。
- 2) 正しい情報の普及啓発に努めます。

個別支援事業と関係機関連携

(保健福祉課)

【現状と課題】

妊娠、出産、子育ては個々の事情が大きく異なるため、本町では妊産婦・乳幼児向けに健康診査、健康教育、訪問や健康相談などの個別支援を実施しています。全妊婦、産後1か月以内の全産婦・新生児、乳幼児健診で経過観察、発達支援、養育困難が認められるケースについては、保健師や栄養士が医療機関、発達支援専門機関、児童相談所等と連携し支援を行っていますが、早期把握と連携体制のさらなる強化が課題です。

【今後の取組】

- 1) 継続して個別支援を要するケースの把握に努めます。
- 2) 必要に応じ、各種関係機関と連携を図り個別支援を行います。

乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）

（保健福祉課）

【現状と課題】

健康診査を通じ、子どもたちの健やかな成長や早期の異常発見を図り、適切な医療・療育支援につないでいます。また、保護者が気軽に育児相談できる環境を作り、育児の孤立化防止に努めています。乳幼児健診未受診者には必ず個別訪問し、その状況を把握しています。

【今後の取組】

- 1) 受診率 90%以上を継続します。
- 2) 要経過観察・精密検査児の継続支援を行います。
- 3) 育児相談会の場としても活用します。

5歳児健康診査

（保健福祉課）

【現状と課題】

平成 29 年度より5歳児健診を実施し、子どもたちの心身の成長発達状況を把握する重要な相談機会として提供しています。乳幼児期後期の特性上、個人差が大きいため、診査の質向上と専門的なスキルの習得が求められる状況です。

【今後の取組】

実施方法、内容等継続して検討していきます。

歯科健診、フッ素塗布、フッ化物洗口事業、妊婦歯科健診助成、親子歯科健診（保健福祉課）

【現状と課題】

乳幼児期のう歯予防を目的として、歯科健診・フッ素塗布事業（町内歯科医院委託）、沼田認定こども園におけるフッ化物洗口事業に取り組んでいます。妊婦歯科健診助成、乳幼児健診における親子歯科健診の取り組みも実施しており、家族ぐるみの歯科保健を推進しています。

【今後の取組】

- 1) 歯科健診・フッ素塗布・フッ化物洗口事業を継続して実施します。
- 2) 妊婦歯科健診、親子歯科健診を継続して実施します。

定期予防接種事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

感染症のまん延及び合併症の発生を防ぐため、予防接種法に基づいて定期予防接種を勧奨しています。未接種者に対しては、電話等を活用し、個別に勧奨しています。

【今後の取組】

定期予防接種事業の周知と未接種への勧奨を行います。

予防接種（任意）助成事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町では、予防接種法で定められている定期予防接種以外のワクチンについても、その接種費用を助成しています。

【今後の取組】

任意予防接種助成事業を実施します。

小児医療体制の確保

(保健福祉課)

【現状と課題】

北空知圏域には小児科医院が1か所、また深川市立病院には常勤医が在籍していますが、いずれも入院病棟がないため、入院治療が必要な場合は第3次医療圏の施設を利用せざるを得ず、保護者に大きな負担がかかっています。

小児救急医療体制は北空知管内の1市4町と上川圏域との協定のもと運営され、さらに北空知乳幼児保健協議会(事務局:深川医師会)を通じて、関係機関間での協議や情報共有が行われています。現状の体制を維持していく必要があります。

【今後の取組】

- 1) 医療体制の整備については、北空知管内の市町と連携をする中で、小児医療体制の充実について協議・検討を行います。
- 2) 北空知乳幼児保健協議会への参画を行います。

乳幼児等医療費助成事業**(保健福祉課)****【現状と課題】**

本町独自の取り組みとして、18歳までを対象として医療費の一部助成をしており、子どもたちの疾病の早期診断と早期治療を促進し、健康と福祉の増進に寄与しています。

【今後の取組】

子育て世代の経済的支援及び子どもたちの健康増進を進めるため、今後も継続して実施します。

産前・産後安心事業**(保健福祉課)****【現状と課題】**

妊産婦・乳児の健康管理を促進するために、産前・産後の医療費や健診費用、またそれにかかる交通費を助成します。

【今後の取組】

産前・産後の母子の健康を維持するため、今後も継続して実施します。

産後ケア事業**(保健福祉課)****【現状と課題】**

産後の母子の健康維持や、保護者の育児不安・負担感軽減のため、2歳未満の子どものいる母親を対象として、深川市立病院の助産師による母乳・育児相談の利用費を助成します。

【今後の取組】

産後の母子の健康を維持するため、今後も継続して実施します。

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 児童の健全育成

児童数の減少により、子どもたちの仲間づくりや社会性の発達に影響が出ている現状を踏まえ、放課後や週末に地域の協力を得た安全・安心な居場所の整備が必要です。

ゆめっくる、暮らしの安心センターなどの拠点施設を、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場とし、絵本読み聞かせや食事セミナーなどの機会を計画的に提供する体制の構築が求められています。

また、子どもたちの「生きる力」を育むため、沼田ならではの多様な体験活動の充実が求められています。

図書館事業

(教育委員会)

【現状と課題】

図書館事業を通じて、子どもたちが実際に図書に触れ、読書習慣を育む機会を提供してきました。また、図書館ボランティアの育成により、町民と連携した「共につくる図書館」の実現を目指しています。今後さらにボランティアを確保し、子どもたちの図書館利用促進や利用環境のさらなる充実が求められます。

【今後の取組】

- 1) 現在の図書館事業を継続して行います。
- 2) 図書館事業の充実に向けた検討を行います。
- 3) 図書館ボランティアを育成し、図書館事業の充実を図れるよう努めます。

ブックスタート事業

(教育委員会)

【現状と課題】

ブックスタート事業では、各種健診時に図書館司書や子育て支援センターの専門員が参加し、子どもたちに絵本と触れあう機会を提供しています。今後、より多くの子どもたちへ本とふれあう機会を提供できるよう努める必要があります。

【今後の取組】

各種健診時におけるブックスタートに加え、令和7年度より3歳児にセカンドブック、小学1年生にサードブックとして本を提供します。

読み聞かせ事業

(教育委員会)

【現状と課題】

子どもたちの読書への興味を引き出し、豊かな感性を育むことを目的として、移動図書館や読み聞かせ講師の招へいなどを通じた読み聞かせ事業を実施しています。今後も定期的な開催や内容の充実を図る必要があります。

【今後の取組】

- 1) 移動図書館事業を継続して実施し、子どもたちが様々な本に触れる機会を増やします。
- 2) 読み聞かせ講師の調整を行い、子どもたちにとって楽しく学べる時間を提供します。
- 3) 地域のボランティアを活用した事業の実施を検討します。
- 4) 広報誌への掲載や、本町のホームページなどを利用し、積極的な情報発信に努めます。

学習サポート「明日萌」事業

(教育委員会)

【現状と課題】

児童生徒の学力向上を目的に、放課後及び長期休業中の学習サポート事業「明日萌」を実施しています。この事業は、北海道教育庁の学校サポーター派遣事業を活用した長期休業中のサポートと、町独自の日常的な学習支援で構成されています。

今後、地域人材の活用や内容の充実を図るなど、事業の活性化が必要です。

【今後の取組】

- 1) 「明日萌」事業の周知を適切に行い、地域全体での理解と参加を促進します。
- 2) 学習サポーターの確保に努めます。
- 3) 関係機関（学校・PTA・社会教育関係他）との連携を図り、積極的な事業の展開を図ります。

公設塾「みらい」事業

(教育委員会)

【現状と課題】

教育におけるニーズの多様化と更なる学力向上のため、小学校5年生～中学校3年生を対象に公設塾「みらい」を開設し、問題解決能力、学力向上を図りながら、子どもたちの夢実現への挑戦を後押しするとともに、たくましく生きる人財育成を進めています。

しかし、近隣の高校が定員割れしている状況などから、学習に対する動機付けが困難になっています。

【今後の取組】

- 1) 学びの機会の地理的・経済的格差を解消するために継続します。
- 2) 学校との連携を強化し、学習意欲の向上に努めます。

ジュニアリーダー育成事業

(教育委員会)

【現状と課題】

主に小学生・中学生を対象に、地域の行事や活動に積極的に参加しリーダーシップを発揮できるよう、ジュニアリーダー育成事業を実施しています。この事業は、子どもたちが主体的に地域活動に関わることで、社会性や責任感を育むことを目的としています。

今後も、研修事業等を通じて社会参加や地域における子どもたちの生活のあり方について学ぶ場を提供する必要があります。

【今後の取組】

- 1) 北空知広域でのシニアリーダー研修や支援活動を継続し、子どもたちが地域での役割を理解し、積極的に社会活動に参加できる環境を整えます。
- 2) 子どもたちの自然体験活動や各種地域における社会活動への積極的参加を推進します。
- 3) 関係機関（学校・PTA他）との連携を図り、人財の確保に努めます。

芸術文化活動支援事業

(教育委員会)

【現状と課題】

文化の成熟が進み、本当の満足感を求める時代の中、子どもたちに「本物の芸術文化を身近に触れる機会」を提供することにより、芸術を愛する心を育て、豊かな情操を育むことを目的として事業を実施しています。

今後も町内で芸術に容易に触れる機会を設けることで、舞台芸術等が身近で鑑賞できるよう、事業を推進する必要があります。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し適切な運営に努めます。
- 2) 鑑賞する舞台芸術等を適切に検討し、子どもたちの豊かな感情を引き出せる環境を提供します。
- 3) 事業実施にあたり、単なる鑑賞にとどまらず、舞台裏の見学や公演団体と交流ができるよう努めます。

自然体験事業

(教育委員会)

【現状と課題】

自然体験事業は、子どもたちが自然体験を通じて非認知能力など生きる力を育みます。また、親元を離れて基本的な生活習慣を身につける貴重な機会となるとともに、異学年との交流を通じて協調性や自主性を育むことを目的に実施されています。

中学生や高校生のシニアリーダーがリーダーシップを発揮し、後輩を指導することで新たなリーダー育成の場にもなっています。年々、参加者が減少傾向にあることから、今後も子どもたちに様々な体験を提供するため、充実した事業実施が求められています。

【今後の取組】

- 1) 事業を強化し適切な運営に努めます。
- 2) 事業内容の検討を深め、より充実した体験事業となるよう努めます。
- 3) 事業実施にあたり、NPO法人そらち自然学校との連携を図り、人財の確保に努めます。

沼田っ子の夢応援事業

(教育委員会)

【現状と課題】

沼田っ子の夢応援事業は、子どもたちに親元を離れて共同生活を体験する機会を提供し、日常生活に必要な衣・食・住についての理解を深めることを目的とした合宿通学に、沼田学をリンクさせたふるさと学習の要素を加えて実施しています。子どもたちがふるさと沼田を愛し、自立心を育むとともに、他者との協力や役割分担の重要性を学ぶ場となっています。

小学5年生を対象に多くの参加がありますが、スポーツ少年団活動との両立を図るなど、調整が求められています。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し適切な運営に努めます。
- 2) 内容を検討し、充実した合宿体験となるよう検討します。
- 3) 関係機関（学校・PTA他）との連携を図り、適切な運営に努めます。

ポートハーディ派遣事業

(教育委員会)

【現状と課題】

姉妹都市であるカナダ・ポートハーディ地区への中学生派遣を通じて、国際理解の促進と友好親善の深化を行います。現地での学校訪問やホームステイを通じて、子どもたちは異文化に触れ、語学力やコミュニケーション能力の向上を図る貴重な経験を積んでいます。（令和5年は高校生も派遣）

今後も子どもたちに国際社会への関心と異文化交流を深め、国際性豊かな青年となるよう育成に努める必要があります。

【今後の取組】

- 1) 事業のあり方や適切な運営手法を検討します。
- 2) 関係機関（学校・PTA他）との連携を図り、適切な運営に努めます。

小学校学力向上対策事業（漢検・算検の検定料助成）

(教育委員会)

【現状と課題】

国語力の基礎となる漢字学習については、家庭での反復学習が不可欠であり、学校だけでなく家庭学習の充実も求められています。そのため、漢字能力検定の受験を促進し、学習に取り組む意欲を向上させる必要があります。

【今後の取組】

漢字能力検定を活用し、課題である学習習慣の定着と国語力向上を図るため、全学年全児童を対象とし、年 3 回実施される漢字検定のうち 1 回分の受験料を全額助成し、卒業時までには 5 級合格をめざします。

中学校学力向上対策事業（漢検・数検・英検の検定料助成）

（教育委員会）

【現状と課題】

国語力や英語力は、将来の進学や社会生活において重要なスキルであり、これらの基礎的な学力をさらに強化する必要があります。漢字や英語の検定試験を活用することで、学習意欲を高め、家庭学習の習慣化を促すことが求められています。

【今後の取組】

- 1) 漢字能力検定を活用し、学習習慣の定着と国語力向上を図るため、全学年全生徒を対象に年 3 回実施される漢字検定のうち 1 回分の受験料を全額助成し、卒業時までには 3 級合格を目指します。
- 2) 英語検定を活用し、学習習慣の定着と国際社会を生き抜く力の育成を目的として、全生徒を対象に年 3 回実施される英語検定のうち 1 回分の受験料を全額助成し、卒業時までには 3 級合格を目指します。

学校給食の充実

（教育委員会）

【現状と課題】

北空知圏学校給食組合により、主食を含めた完全給食の提供を実施しています。令和 5 年 6 月から給食費の無償化も実施しており、すべての児童生徒が経済的な事情に関わらず給食を食べられる体制を用意しています。

【今後の取組】

北空知圏学校給食組合と連携し、主食を含めた完全給食の提供を継続します。

小学校学力向上補助教員配置

（教育委員会）

【現状と課題】

子どもたちの学力向上を図る上で、基礎基本の確実な定着と応用力の育成を図ることが重要であることから、学校教職員数の充実が必要です。

【今後の取組】

きめ細かな学習指導を複数の教員で行うことが学力向上において非常に有効であることから、補助教員を雇用できる体制を確保します。

スクールカウンセラー配置

(教育委員会)

【現状と課題】

近年、家庭環境や社会情勢の多様化により、児童・生徒が抱える問題が複雑化しており、本町においても、児童・生徒や教職員、保護者に対する、専門家によるカウンセリングの必要性が高まっています。

【今後の取組】

北海道教育委員会のスクールカウンセラー活用事業により、沼田学園に月1～2回の頻度でスクールカウンセラーを配置します。これにより、児童・生徒およびその保護者の相談窓口を確保し、個々の問題に対してフォローアップを実施します。

外国語指導助手人材確保事業

(教育委員会)

【現状と課題】

聞く・話すことを中心に英語指導にあたり、対話経験を通じて児童生徒の英語への興味・関心を深めコミュニケーション能力を高めること、同時に異文化・国際理解に対する意識や関心を高めて国際感覚を養うことを目的に、事業を実施してきました。

今後も子どもたちの学力向上及び意識啓発等も含め事業の継続が必要です。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続実施します。
- 2) 適切な人材の確保に努めます。

小中学校ICT機器導入・活用

(教育委員会)

【現状と課題】

児童生徒の学力向上と効果的な授業展開を目的に、小中学校において電子黒板、タブレット端末、実物投影機、デジタル教科書、学習用アプリなどのICT機器を導入しています。一方で、機器の導入だけでなく、教員のICT活用スキルの向上や、機器のメンテナンス、ソフトウェアの更新といった継続的な支援が必要です。

【今後の取組】

今後も子どもたちにICT機器を活用して効率的で効果的な「わかる授業」の実践のための機器導入を国・北海道の導入方針に沿って推進します。

小矢部市・沼田町青少年交流事業

(教育委員会)

【現状と課題】

姉妹都市提携を結ぶ本町と富山県小矢部市の中学生が生徒同士の親睦を深め、両市町の交流の絆を築き、まちづくり、人づくりにつなげることが必要です。

本町では交流事業を通して未来を担う子どもたちが友情と親睦を深め、お互いの歴史や文化に触れる事業を実施しています。本事業は今後も子どもたちの感情豊かな発達及び両市町の振興発展に必要です。

【今後の取組】

今後も両市町の交流を維持しつつ、生徒や保護者の負担軽減を図るため、受け入れ時期やプログラム内容の検討を行います。

小学校体力向上事業

(教育委員会)

【現状と課題】

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣状況調査の結果から、本町の小学生は一部の種目で全国平均を上回る成果を出していますが、「立ち幅跳び」「50m走」「長座体前屈」といった瞬発力や柔軟性を要する項目で全国平均を下回っています。

体力の二極化や、運動習慣の個人差が広がっていることも懸念されます。

【今後の取組】

- 1) 小学校では、運動能力全般の基礎を養うため、引き続きコーディネーショントレーニングを体育授業に取り入れ、苦手な種目にも積極的に取り組む姿勢を育てます。
- 2) 休み時間や放課後における自由な体力づくり活動を推奨し、学校内での運動機会の増加を図ります。
- 3) 地域のスポーツ少年団への参加を促進し、学校外でも継続的な運動習慣を身につける環境づくりを支援します。

子ども水泳教室

(教育委員会)

【現状と課題】

初心者（ジュニア）期は、水泳の基礎を築く上で非常に大切な時期であり、子どもの技術・体力に合わせた指導をすることが重要です。本町では水泳の基礎を築く水泳指導等を行っています。今後も年齢期に合わせた指導が必要です。

第4章 施策の推進

【今後の取組】

5歳児～小学校6年生までのジュニア期に、それぞれの技術・体力に合わせて専門家が指導します。

- B & G公認センターインストラクターによる指導（町直営）
 - ① アクアリズム （対象：5歳児～6歳児）
 - ② 水なれ水泳教室 （対象：5歳児～6歳児）
 - ③ 特別レッスン （対象：6歳児～小学校6年生）
- 日本スポーツ協会認定水泳教師による指導（委託事業）
 - ① わんぱく水泳指導（対象：5歳児～小学校6年生）
 - ② チャレンジ水泳指導（対象：5歳児～小学校6年生）

② 思春期保健対策の充実

子どもたちの心身の健やかな成長と安全な学びの環境整備を目指し、学校現場での健康教育や保健活動、不登校児への個別支援、さらには薬物乱用防止のための正しい知識の普及を推進しています。

時代の変化に対応し、教育内容の見直しや関係機関との連携強化を図ることで、子どもたちが安心して成長できる環境の充実に努めています。

思春期健康教育

(教育委員会)

【現状と課題】

思春期は心身の発達著しい時期であり、自己認識や他者との関係構築が大きく変化する重要な時期です。本町では、学校現場を中心に「自分の身を守ること」「自分の大切さ」を学ぶ機会を設けていますが、インターネットやSNSの普及に伴い、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しています。

性的な問題やいじめ、心の健康等、子どもを取り巻く課題が多様化しており、時代に即した教育内容の見直しや指導方法の工夫が求められています。

【今後の取組】

- 1) 子どもたちが自身の健康や安全について正しい知識を習得できるよう、学校での授業や特別活動を通じて一貫した健康教育の機会を確保します。
- 2) 性教育や情報モラル教育、心の健康に関することなど、時代に即した教育内容を提供します。

学校保健活動

(教育委員会)

【現状と課題】

学校保健活動は、子どもたちの健康保持・増進を図るための重要な取り組みであり、学校生活の質を高める基盤となっています。本町では、養護教諭を中心に健康診断や保健指導、健康相談などの活動を行い、子どもたちの心身の健やかな成長を支援しています。

【今後の取組】

子どもたちが心身健やかな成長を遂げられるよう、養護教諭を中心とした保健活動を支援し、適切な取組を行います。

不登校児の適応指導教室開設事業

(教育委員会)

【現状と課題】

学校に登校できない子どもたちを支援するための適応指導教室(ゆきの芽)を、令和2年3月に設置しています。この教室では、少人数での学習や交流活動を通じて、子どもたちの社会性や自立心を育むとともに、集団生活への適応力を高める支援が行われています。

【今後の取組】

- 1) 適応指導教室の運営を継続し、子どもたちが安心して通える環境づくりに努めます。
- 2) 学校や教育委員会、福祉機関、医療機関と密に連携し、情報共有と支援体制の強化を図ります。
- 3) 将来的な子どもたちの社会参加につなげるため、地域ボランティアとの交流や地域活動への参加機会を提供します。

薬物乱用防止普及啓発活動

(保健福祉課)

【現状と課題】

近年、従来の薬物に加え、「合法ドラッグ」や「合法ハーブ」といった偽装された薬物が、インターネットや自動販売機を通じて容易に入手可能となっています。このような環境下では、「一度くらいなら害はない」「個人の自由だ」といった誤った認識が広がり、若者の薬物乱用が深刻な問題となっています。

本町では、子どもたちが危険な薬物に触れるリスクを低減するため、正しい知識の普及と啓発活動の充実が求められています。

【今後の取組】

- 1) 薬物乱用防止のための普及啓発活動を継続し、学校や地域の集会、広報誌、SNS等を活用して、子どもたちや保護者に正しい薬物に関する情報と知識を提供します
- 2) 警察、保健所、教育委員会など関係機関との連携を強化し、地域全体で薬物乱用に対する意識向上と予防対策を徹底していきます。

基本目標4 子育て支援をする生活環境の整備

安心して子育てしながら暮らせる環境の整備

子育て世帯が安心して暮らせる環境整備の一環として、住環境の整備や子どもの居場所の確保に努めます。

公営住宅の整備

(住民生活課・建設課)

【現状と課題】

現在の公営住宅は、築年数が経過し老朽化が進んでいる物件が多数存在し、子育て世帯にとって快適な居住環境が十分に確保されていません。今後計画段階での検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 公営住宅建設計画を策定する際に、子育て世帯のニーズを反映するよう検討します。
- 2) 各種計画に沿い、段階的な住宅支援が行えるよう努めます。

公営住宅入居基準緩和の取組

(住民生活課)

【現状と課題】

収入基準が原則ある公営住宅の入居者資格において、本来入居対象とする所得の範囲にある人の入居を妨げることがない範囲で、子育て世帯や若年世帯も入居ができるように配慮した基準を検討する必要があります。

【今後の取組】

入居基準の緩和に向けた検討を進めます。

移住定住促進事業（子育て世代）

(住民生活課)

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少の影響を受け、本町では移住定住を促進するため、子育て世代向けに新築住宅購入・改修等の奨励金制度を実施しています。新築の場合は子ども1人につき50万円、中古住宅購入の場合は25万円が加算され支給されていますが、これらの支援制度の全国へのPRが必要です。

【今後の取組】

- 1) 本町のホームページにおいて移住定住情報の紹介を継続実施します。
- 2) 空き家情報の紹介を継続実施します。
- 3) 本町のホームページの充実を図ります。

ディスプレイ設置費用助成事業

(建設課・住民生活課)

【現状と課題】

本町では、子育て世帯(中学生以下の子どもがいる家庭)を対象に、ディスプレイ設置時の費用の一部(1件 50,000円)を助成しており、衛生環境の向上と家事負担の軽減に寄与しています。

【今後の取組】

- 1) 費用の助成を継続実施します。
- 2) 制度の周知等を適切に実施します。

公園管理及び遊び場整備に関する事業

(建設課)

【現状と課題】

市街地に専用の児童公園が存在せず、アンケート調査でも屋外の遊び場の要望が高まっています。既存の公園については、公園管理業務委託による適切な維持管理と状況に応じて遊具等の修繕を適宜行っています。

今後、ほろしん温泉ほたる館周辺で自然体験型の遊び場の設置検討が必要とされています。

【今後の取組】

- 1) 子育て世帯や子どもたちのニーズを適切に把握し、必要に応じた遊び場の検討を行います。
- 2) 公園管理を適切に行い、安全に配慮した運営に努めます。
- 3) 自然体験型の遊び場の設置を検討していきます。

ぬまたライフサポート事業(米どころに生まれてよかった事業)

(住民生活課)

【課題と現状】

町内の小中高へ通う児童生徒のいる世帯へ新米1俵(60kg)を進呈し、ふるさとのお米を味わっていただくことで「米どころ沼田町で生まれ育ってよかった。沼田町で子育てをして良かった。」と感じていただき、子育て満足度の向上を図っています。

【今後の取組】

関係機関と連携し、事業を継続していきます。

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

① 仕事と生活の調和実現のための働き方の改革

保護者の事情に沿った多様な働き方を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを社会全体の取り組みとして推進します。

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組

(産業創出課)

【現状と課題】

本町では、国や地方公共団体の指針に沿い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して、無料職業紹介所「ぬまわーくサポートデスク」を開設し、町内各事業所と連携した取組を実施しています。

制度の周知や啓発活動、また各関係機関との連携が十分に浸透していないため、働く世代が自分に合った仕事選びやバランスの取れた生活環境を実現するための支援体制のさらなる強化が求められています。

【今後の取組】

- 1) 各種制度や行動指針の広報・啓発活動を強化し、地域の労働関係機関や民間の子育て支援団体などと密接に連携して、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを推進します。
- 2) 「ぬまわーくサポートデスク」のPR活動を積極的に展開し、より多くの働く世代がこの制度を利用できるよう、情報提供とサポート体制の充実に努めます。

働き方に関する周知・普及啓発活動

(産業創出課)

【現状と課題】

「仕事と生活の調和が実現した社会」実現は、厚生労働省の3つの条件を目指し推進するものですが、これらの実現が、子どもを産み育てやすい環境づくりにつながっていきます。

本町では国・道との緊密な連携はもとより、町民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組を検討します。

仕事と生活のバランスを考え、自分に適した仕事選びができる環境づくりを構築するために、令和元年度、ぬまわーくサポートデスク（沼田町無料職業紹介所）を開設しました。

【今後の取組】

- 1) 各種制度等の広報・啓発をはじめ、普及啓発活動の推進に努めます。
- 2) ぬまわーくサポートデスク（沼田町無料職業紹介所）のPR活動とともに、積極的な活動の推進に努めます。

【現状と課題】

就学前児童のいる働く保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行います。

本町では、0歳児の子どもの保護者が認定こども園への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況がないように、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から認定こども園の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるように環境整備を進める必要があります。

【今後の取組】

産後の休業及び育児休業中における認定こども園の円滑な利用確保について、環境整備をしていきます。

② 父親育児参加への支援

女性に家事・育児負担が不当に偏らないよう、固定的な性別役割分担意識の解消のために、父親の育児参加を支援します。

父親育児支援事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

地域子育て支援センターにおいて、父親教室事業を行っています。今後も本町で暮らす父親たちに対し、育児に関する情報を発信し、子育てに対する相談支援の体制を整え、支援する必要があります。

【今後の取組】

- 1) 各種制度等の広報・啓発をはじめ、普及啓発活動の推進に努めます。
- 2) 仕事と生活の調和の実現へ向けて、北海道、各事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に連携し、協力し合いながら取組を進めます。
- 3) 父親の育児参加を容易にするため、知識・手法を学べる場の提供に努めます。また、父親の育休取得を推進します。

基本目標6 子どもの安全確保

安心して通園・通学・外出できる環境の整備

子どもの安全確保を目的に、通園・通学・外出時の事故や事件防止に向け、様々な安全対策を実施します。本町ではこうした事故や事件から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域の関係機関が連携・協力して子どもの安全確保に努めます。

安全確保対策事業（一斉メール送信事業）

（教育委員会）

【現状と課題】

不審者情報、気象情報、その他不測の事態に迅速に対応するため、登録された子育て世帯（保護者）に対し、携帯端末を利用した一斉メール送信事業を実施しています。

今後も様々な利用に対応した取組が必要です。

【今後の取組】

- 1) 事業を継続し、子どもたちの安全確保に努めます。
- 2) 情報の発信内容を検討し、適切な運用に努めます。

ぬまたっ子サポーター事業

（教育委員会）

【現状と課題】

本町では、子どもの通学時の安全を確保するため、ぬまたっ子サポーター事業として、通学路等でのパトロール活動を実施し、ボランティアの養成や活動の推進に努めています。

今後は、ぬまたっ子サポーターの増員と事業内容の検討が必要です。

【今後の取組】

- 1) 今後も街頭啓発活動等を継続して実施します。
- 2) ぬまたっ子サポーターの育成と増員に努めます。
- 3) 地域における活動の普及啓発活動に努めます。

子ども110番の家事業

(教育委員会)

【現状と課題】

小学校を中心に「子ども110番の家」として、地域住民に協力を依頼し、協力していただいた家庭にはステッカーを掲示することで、児童生徒に安全な避難先として周知を図っています。

今後は、事業の周知を徹底し、沼田町通学路安全推進会議(事務局:教育委員会)との連携の強化が必要です。

【今後の取組】

- 1) 地域と協力した取組を今後も継続実施します。
- 2) 沼田町通学路安全推進会議との連携強化を図ります。
- 3) 事業内容の周知を徹底するなど、普及啓発活動の推進を図ります。

防犯協力連携事業（巡回強化依頼）

(住民生活課)

【現状と課題】

子どもたちの安全確保を目的に、沼田警察署をはじめとする関係機関や地域組織と連携し、防犯協力連携事業（巡回強化依頼）を通じたパトロール活動を実施しています。

【今後の取組】

- 1) 沼田警察署等関係機関との連携を強化し、巡回強化に努めます。
- 2) 関係機関との連携強化を図り、適切な事業展開に努めます。

通学路点検

(教育委員会)

【現状と課題】

国道沿線を通る小中学生の登下校ルートを中心に、町内会の協力を得て安心安全マップを作成し、地域全体で子どもたちが昼夜問わず安全に通学や往来できる環境づくりを進めています。

マップの情報更新や周知の徹底、連携体制のさらなる強化が今後の課題として残っています。

【今後の取組】

- 1) 安全マップの作成を継続して行います。
- 2) 事業のPR活動を行い、地域における活動の充実に努めます。
- 3) 通学路を中心に防犯カメラを設置し、安心安全を推進しています。

認定こども園・小中学校交通安全教室

(住民生活課)

【現状と課題】

認定こども園や小中学校と連携し、沼田自動車教習所の協力のもと「子ども交通安全教室」を実施しています。交通環境の変化や新たな危険要因への対応、保護者や地域住民への情報共有のさらなる強化が求められています。

【今後の取組】

- 1) 子どもの事故防止事業として継続実施します。
- 2) 教習内容を検討し、子どもたちにとってわかりやすい内容の提供に努めます。

スクールゾーン、キッズ・ゾーンの設定

(教育委員会・保健福祉課)

【現状と課題】

児童の安全な通学や園外活動の確保を目的として、スクールゾーンの設定や内閣府・厚生労働省の通達に基づく「キッズ・ゾーン」の設定を推進しています。

交通環境の変化や新たな安全課題に対応するため、ゾーン内の啓発活動や運用状況の定期的な見直しが必要な状況です。また、住民や保護者への情報伝達のさらなる充実が求められています。

【今後の取組】

- 1) スクールゾーン、キッズ・ゾーンを設定し、児童と園児の交通安全に努めます。
- 2) 関係機関と連携し、スクールゾーン、キッズ・ゾーンの啓発活動を推進します。

社会を明るくする運動（深川地区保護司会沼田支部）

(保健福祉課)

【現状と課題】

深川地区保護司会沼田支部は、毎年7月に「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪・非行の防止や罪を犯した人々の更生について町民の理解を深め、協力体制を築く取り組みを推進しています。

青少年の非行防止と地域全体での安全・安心な社会の実現には、普及啓発活動のさらなる強化や、関係団体との連携が求められています。

【今後の取組】

- 1) 活動の周知や普及啓発活動を今後も継続して実施します。
- 2) 就業支援センター等関係団体と連携し、青少年の非行防止活動を推進します。

基本目標7 特に支援が必要な児童への対応等、きめ細かな取組の推進

① 虐待防止策の充実

児童虐待や家庭環境の不安などにより、子どもたちの養育・生活に関する相談に対応し、困難を抱える家族への支援を充実させる必要があります。要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関が連携し、児童虐待防止の未然防止・早期発見を図っています。

多くの子育て家庭が子育てそのものへの不安や負担を感じる中、児童虐待は誰にでも起こりうる問題であるとの認識の下、地域の見守り強化や相談体制のさらなる充実にも努めます。

沼田町要保護児童対策地域協議会

(保健福祉課)

【現状と課題】

沼田町要保護児童対策地域協議会は、保健福祉課を調整機関として、町の関係課、認定こども園、学校、児童相談所、民生委員、警察署等が連携して、要支援児童に関する情報交換や支援方策の協議、個別ケース検討会議を定期的に行っています。

今後も支援対象案件の発生が懸念されることから、事業の継続と充実・連携・強化が求められます。

【今後の取組】

- 1) 要支援対象児童の早期発見に努め、子どもたちへの被害拡大を防ぐ取組に努めます。
- 2) 今後も様々な関係機関との連携強化を図り、担当職員及び関係機関の専門性強化を図りながら、保護や支援が必要な児童や家庭に最善な対応策が講じられるよう、当協議会の積極的な活用による連絡・調整を図ります。

児童家庭相談

(保健福祉課)

【現状と課題】

専用の相談場所や家庭児童相談員は配置されていないものの、保健、学校、福祉など各分野での相談活動を通じ、児童や家庭に関する多様な悩みに対応しています。必要に応じ、関係課、学校、民生委員、児童相談所などと連携し、町全体で適切な支援を行っています。

近年、子どもの発達、養育、家庭問題など、個別対応が求められる相談が増加しており、相談事業の拡充と連携の強化が急務となっています。

【今後の取組】

- 1) 今後も関係課が連携し、困難を抱える児童家庭への適切な支援に努めます。
- 2) 児童家庭相談の相談体制整備へ向けた検討を進めます。

第4章 施策の推進

② こどもの貧困対策

家庭の環境や経済的な状況によらず、すべてのこどもが等しく健やかに成長できるよう、また、夢や希望を持って未来に向かって歩いていけるよう、経済的に課題を抱える子育て家庭に対して、多面的な支援を推進します。

ひとり親家庭への相談支援

(保健福祉課)

【現状と課題】

ひとり親家庭の自立を図るため、自立支援等の各種相談業務を行っています。

本町では、北海道が実施している、就労や子どもの就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」についての相談や、各種手当申請書類の受付などを行っています。

【今後の取組】

今後も、各種制度の説明や申請書類の受付を継続し、ひとり親家庭への相談支援を強化します。

児童扶養手当給付事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

父母の死別や離別などにより生活基盤が脆弱なひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当給付事業を実施しています。対象児童は原則として18歳到達後の最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合は20歳未満)と定められ、児童の福祉の増進を図っています。

【今後の取組】

- 1) 今後も適切な申請受理及び関係書類の受付を行います。
- 2) ひとり親家庭の経済的自立を図るため、対象世帯の適確な状況把握に努めます。

ひとり親家庭等医療費助成事業

(保健福祉課)

【現状と課題】

ひとり親家庭における保護者と子どもの医療費を助成しています。高校生以下について自己負担は無料としています。

【今後の取組】

ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、今後も継続して実施します。

福祉資金貸付事業（母子寡婦資金等貸付事業）**（保健福祉課）****【現状と課題】**

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業は、ひとり親家庭の父母、寡婦を対象とした自立支援のための貸付制度です。

貸付けにあたっては、審査を行います。審査の結果、貸付けが利用できない場合や希望の申請額に添えない場合があります。資金によっては子どもも連帯借主となり、償還（返済）をしていただく責任があることから、内容をよく理解して、協力して償還するよう注意を促しています。

【今後の取組】

今後も適切な申請の受理及び関係書類の受付を行います。

経済支援（各種手当・給付金支給事業）**（保健福祉課）****【現状と課題】**

子育て家庭の子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、国・道の動向を踏まえ、児童手当や各種制度が適切に利用されるように対応しています。

【今後の取組】

- 1) 今後も適切な給付事業を行います。
- 2) 町独自の経済支援等の検討を行います。

第4章 施策の推進

③ 障がい児童・発達に不安のある児童のいる家庭への相談支援体制の確保

障がいを持つ子どもたちや発達に不安のある子どもたちが将来的に自立し、社会参加する力を養う環境が必要です。本町では保育・教育等に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。

療育支援体制

(保健福祉課)

【現状と課題】

本町には、児童福祉法に規定される児童発達支援等を実施する機関はありませんが、北空知1市4町で深川市療育センターを設置しています。

乳幼児健診の機会や認定こども園との連携を通じて、発達に配慮が必要な児童の相談支援を行い、必要に応じて深川市療育センターや医療機関へつなぐなど、可能な限りの支援に取り組んでいます。

個別支援が求められる案件が増加しており、連携体制や専門性の強化が今後の課題となっています。

【今後の取組】

- 1) 関係課や専門機関との連携をさらに強化し、深川市療育センターや医療機関の協力を得ながら、個別支援の充実に努めます。
- 2) 療育から就学前の教育・保育、学校教育に至るまで、成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築を目指し、児童と家庭が安心して必要な支援を受けられる仕組みづくりを推進していきます。

児童発達支援事業（障がい福祉サービス）の活用

(保健福祉課)

【現状と課題】

児童発達支援や放課後等デイサービスを行う専用の事業所がなく、日常生活での基本動作指導や集団生活への適応訓練などの療育支援については、近隣の専門施設を利用する必要があります。

今後も、児童発達支援等の専門施設との連携を図り、療育体制改善に向けての検討を進めることが課題となっています。

【今後の取組】

- 1) 今後も関係課による連携を図り、専門機関（事業所など）の協力のもと、適切な支援の実施に努めます。
- 2) 障がい福祉サービスを含む成長段階に応じた切れ目のない支援体制をめざします。

特別支援教育の推進

(教育委員会)

【現状と課題】

各小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、児童生徒の特性に応じた個別支援計画を策定、また本町任用の特別支援教育支援員の配置や、特別支援教育連携協議会および北海道立特別支援教育相談センターとの連携により、きめ細やかな支援体制を構築しています。

就学前から中学校にかけて連続的な支援のさらなる強化と、関係機関間の情報共有・協力体制の充実が課題です。

【今後の取組】

就学前・小学校・中学校の連続性を踏まえ、個々の子どもの特性を見極め、関係機関などとも連携しながら、特別支援教育の充実を目指して取り組みます。

巡回児童相談（療育判定・生活指導）

(保健福祉課)

【現状と課題】

児童相談所は、北海道の相談機関として、子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供しています。

特に、障がいを持つ児童への対応として、年に2回程度、健康福祉総合センターで判定、相談、指導が実施され、保護者や子どもの支援体制が整備されています。

支援が必要な児童への迅速かつ柔軟な対応をさらに充実させるため、連携体制の強化が求められています。

【今後の取組】

今後も児童相談所との連携を図り、支援の必要な子どもたちと保護者に適切なサービスを提供します。

【現状と課題】

国の制度等を活用しながら、障がい等の課題を抱える児童のいる家庭の、様々な費用負担を行っています。物価高等により経済状況が家庭への負担になっている可能性があり、個別に状況を把握しながら、本町として必要な支援を行う必要があります。

【今後の取組】

- 1) 今後も適切な給付事業を行います。
- 2) 個々の状況を考慮し、町独自の経済支援等の検討を行います。

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定し、区域毎に事業の必要量を算出することとされています。

その設定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができるよう、地理的条件や人口等の状況、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされています。

本町では、児童人口の減少傾向を特に勘案し、町域全体で教育・保育の提供を検討するため、全町1区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における乳幼児期の「教育・保育の量の見込み」を次のとおり定めます。

実績値

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園	沼田認定 こども園
1号認定	12	8	3	3	3
2号認定	45	47	43	46	43
3号認定	0歳	2	2		7
	1、2歳	27	21	20	24
計	81	78	68	73	69

各年4月1日現在

量の見込みと確保の内容

単位：人

設定区分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
①量の見込み	1号認定	3	3	3	3	3	
	2号認定	39	35	30	31	32	
	3号認定	0歳	5	4	4	4	4
		1歳	7	5	5	4	4
		2歳	8	11	11	12	12
②確保の内容	認定こども園	70	70	70	70	70	
	特定地域型保育						
②-①		8	12	17	16	15	

第5章 事業量の見込みと確保方策

■沼田認定こども園

	支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	保育時間
幼稚園機能部	1号認定 (定員 10 人)	3～5歳	なし	8：30～14：30
保育所機能部	2号認定 (定員 40 人)	3～5歳	あり	(保育標準時間) 7：30～18：30
	3号認定 (定員 20 人)	0～2歳 ※0歳児は生後6か 月経過後	あり	(保育短時間) 8：00～16：00

■特定保育型地域事業：設定無し

3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を次のとおり定め、量の見込みに対応するよう、以下の事業ごとに確保方策を設定します。

■子ども・子育て支援法における地域子育て支援事業

事業名	概要
1 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育所（園）等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、待機児童の解消等を図るため保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する「特定型」、主にこども家庭センターが中心となって情報提供や支援プランの策定等を行う「こども家庭センター型」の3つ。
2 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
3 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策地域協議会も、本事業の区分。
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業)。
7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業での送迎等)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

第5章 事業量の見込みと確保方策

事業名	概要
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や保護者の子育て負担の軽減が必要な場合について、主として昼間において、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
9 延長保育事業	保育認定(2号、3号)を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園において保育を実施する事業。
10 病児保育事業	病気または病気回復期の児童について、医療機関等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
11 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ、学童保育等)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成)	生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)	幼稚園、保育所(園)等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所(園)等の設置または運営を促進するための事業。
14 妊婦等包括相談支援事業【新規】	主に妊婦・その配偶者等に対し、面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業。また、個人給付と一体的に実施する。
15 産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
16※ 乳児等通園支援事業【新規】 (こども誰でも通園制度)	満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で保育等を提供する事業。令和8年度から全国的に実施される予定です。
17 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。

※乳児等通園支援事業は、令和7年度のみ地域子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は新たな給付制度に基づく事業になります。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援するものです。身近な場所で情報収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、包括的な支援を提供します。

本町では、保健福祉課子育て支援推進室を中心に、こども家庭センター機能を整備し、保護者が必要な支援を受けられるよう情報提供・相談対応を行います。また、保育士や関係機関と連携し、子育てに関する悩みに対して迅速かつ適切な対応ができるよう努めます。

実績値

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	平成4年度	平成5年度	令和6年
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

第5章 事業量の見込みと確保方策

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て世帯が気軽に交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助を行い、地域の子育て情報を発信することで、保護者の不安を軽減し、子どもの健やかな成長を支援することを目的としています。

本町では、「沼田町地域子育て支援センター」を中心に、親子の交流の場の提供や情報提供、相談・援助を実施しています。子育て交流広場「えがお」では、子育てに関する講習会やイベントを開催し、保護者同士のつながりを促進するとともに、専門的な支援を受けられる環境を整えています。

令和7年度より、子育て支援センターと子育て交流広場「えがお」を、認定こども園にて一体的に提供します。

実績値

単位：人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	443	410	285	212	—

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

量の見込みと確保の内容

単位：人回／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	251	278	260	260	260
② 確保の内容	251	278	260	260	260
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	0	0	0	0	0

注：アンケートのニーズ調査をもとに、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引』の考え方を参考に算出

(3) 妊産婦健康診査

妊婦の健康状態を適切に把握し、母子ともに健康で安心・安全な出産を迎えられるよう支援することを目的としています。妊婦健康診査として、問診・血液検査・超音波検査など計14回分、産後健康診査として2回分の費用を公費で負担します。

現時点では、出産まで未受診の方はおらず、妊産婦健診の受診率は高い水準を維持しています。また、今後も引き続き妊産婦が安心して健診を受けられる環境を整備し、必要に応じて産後のサポート体制を充実させることで、より安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

実績値

事業実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	27	15	14	21	—
健診回数	372	364	356	348	—

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

量の見込みと確保の内容

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 人数	10	10	10	10	9
	健診回数	140	140	140	140	126
確保の内容	② 人数	10	10	10	10	9
	健診回数	140	140	140	140	126
②－①		0	0	0	0	0

注：量の見込みの健診回数は、妊婦健診を14回受診するとして算出

第5章 事業量の見込みと確保方策

(4) 新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や、乳児及び保護者の心身の健康状態・養育環境を把握し、必要な助言を行うことで、適切な支援につなぎ、子育ての孤立化を防ぐことを目的としています。

本町では、保健師が助産師とともに産後1か月以内を目安に家庭を訪問し、育児不安の軽減や母子の健康維持を支援しています。また、養育に困難を抱える家庭に対しては、継続的な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、母子が安心して生活できる環境づくりを推進します。

実績値

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	18	11	5	14	—

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保の内容	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

注：量の見込みは、全戸訪問（100%）するものとして算出

(5) 養育支援訪問事業

新生児訪問事業等の結果を踏まえ、養育に困難を抱える家庭に対して個別に継続支援を行うことを目的としています。

本町では、保健師が専門的な助言・指導を行うとともに、必要に応じて養育支援ヘルパーを派遣し、育児支援や生活支援を実施しています。支援の内容は、家庭の状況に応じた個別支援計画を策定したうえで提供し、保護者が安心して子育てができる環境づくりを支援します。

実績値		単位：人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
事業実績	0	0	0	0	—	

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

量の見込みと確保の内容		単位：人				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	1	1	1	1	1	
② 確保の内容	1	1	1	1	1	
②－①	0	0	0	0	0	

第5章 事業量の見込みと確保方策

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、疲労などの身体的・精神的・環境的理由により一時的に子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設等の適切な施設を活用して子どもを一時預かることで、家庭の負担を軽減し、子どもの安全で安心な育成環境の確保を目指すものです。

本町においては、現時点で実施施設（事業所）がありません。事業の性質上、保護者の実情を把握し、該当するニーズが確認された場合は、関係機関と連携しながら対応を検討します。

実績値

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保の内容	—	—	—	—	—
②－①	—	—	—	—	—

(7) 一時預かり

家庭において一時的に保育の提供が困難となった乳幼児に対し、主として昼間の時間帯に、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設を活用して一時的に預かり、必要な保護を提供することを目的としています。

沼田認定こども園に業務委託を行い、認定こども園に入園していない就学前の子どもを対象とした一時預かり事業を実施しています。今後は、共働き世帯の増加などに伴い、家庭での保育が一時的に困難となるケースの多様化が予想されることを踏まえ、利用状況の継続的な把握と評価を行い、必要に応じた体制の見直しや関係機関との連携強化を図ります。

実績値

単位：人日

事業実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (在園児)	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (在園児以外)	0	6	2	6	3

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	5	4	4	3
② 確保の内容	5	5	4	4	3
②－①	0	0	0	0	0

注：アンケートのニーズ調査をもとに、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引』の考え方を参考に算出

第5章 事業量の見込みと確保方策

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもたちに対し、通常の保育園等で設定されている利用日・利用時間(11時間)以外の時間帯にも、安全かつ質の高い保育サービスを提供することを目的としています。認定こども園、保育所、幼稚園等の施設を活用し、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、子どもたちが適切に保育を受けられる環境を整備します。

現状、本町の沼田認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分までの11時間の保育を実施しており、延長保育事業は導入されていません。しかし、共働き家庭の増加や保護者の就労形態の変化に伴い、従来の保育時間だけでは対応しきれないニーズが高まっていることが課題です。

実績値

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	—	—	—	—	—

量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保の内容	—	—	—	—	—
②-①	—	—	—	—	—

(9) 病児・病後児保育事業

気または病気回復期にある児童について、保護者の勤務や自身の傷病など、やむを得ない事情により家庭での育児が困難な場合に、児童を一時的に保育することを目的としています。これにより、保護者が安心して仕事等に専念できるとともに、児童が安全かつ適切なケアを受ける環境の整備を目指します。

本町では、病児・病後児保育に適した保育用専門スペースの確保や、看護師の常駐体制の整備などの課題があり、これまで事業の実施には至っていません。今後、広域的な連携等による確保を検討します。

実績値		単位：人日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
事業実績	—	—	—	—	—	

量の見込みと確保の内容		単位：人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	—	—	—	—	—	
② 確保の内容	—	—	—	—	—	
②－①	—	—	—	—	—	

第5章 事業量の見込みと確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業

主に就学前児童を持つ保護者を対象とし、会員間で送迎や放課後の一時預かりなどの相互援助活動を通じて、子育ての負担軽減と地域全体での子育て支援体制の強化を図るものです。令和3年度以降の実績から、共働き家庭の増加や多様な就労形態に対応するための支援ニーズが高まっていることが確認されており、利用者の満足度向上とサービスの質・範囲の拡充を目指します。

また、保護者同士の連携をさらに促進するため、地域内での情報共有の場や相談の仕組みを充実させ、安心して子育てに専念できる環境づくりを推進していきます。持続可能な支援体制の確立に向け、令和7年度より認定こども園を実施主体として、事業を推進します。

実績値		単位：人日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
事業実績	0	11	18	15	15	

量の見込みと確保の内容		単位：人日				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	16	19	21	23	26	
② 確保の内容	16	19	21	23	26	
②－①	0	0	0	0	0	

注：実績をもとに算出

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等の理由により昼間家庭に不在となる小学生に対し、小学校に併設された学童保育施設「こどもっくる」を活用して、放課後の時間帯に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成と安心・安全な学習環境の確保を図ることを目的としています。

「こどもっくる」の定員はおおむね40人であり、令和7～9年度には定員を超える入所が見込まれますが、全員が毎日利用ではなく、週数日のみの利用や長期休暇のみの利用も含まれるため、実質的には定員超過状態ではないものと見込みます。

小学生の放課後の居場所の確保のため、今後も、需要に応じた実施体制の確保に努めます。

実績値

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	40	42	47	43	49

量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	48	44	45	40	30
1年生	16	12	18	10	6
2年生	13	14	10	15	8
3年生	10	10	10	7	10
4年生	7	4	4	5	3
5年生	1	3	2	2	2
6年生	1	1	1	1	1
② 確保の内容	48	44	45	40	30
②－①	0	0	0	0	0

注：アンケートのニーズ調査をもとに、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引』の考え方を参考に算出

第5章 事業量の見込みと確保方策

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入費、行事参加費等を助成する事業です。

本事業が保護者の経済的負担の軽減につながる有効な手段であると判断した場合は、事業実施に向けた検討を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業検討を行います。

(14) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

こども家庭センター（またはその機能を持つ機関）を中心として、妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業として、新たに創設された事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせて効果的に実施することが求められています。

本町においても妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (年間延利用/人日)	30	30	30	30	30
② 確保方策	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

※妊婦健診対象者×3回（アンケート+面談2回）

(15) 乳児等通園支援事業【新規】

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (年間利用人数/人)	—	1	1	1	1
② 確保方策	—	1	1	1	1
②－①	—	0	0	0	0

注：国の考え方をもとに算出

(16) 産後ケア事業【新規】

生後12か月までの母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

育児支援を特に必要とする産後12か月未満の母子を対象に、母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (年間延利用/人日)	15	15	15	15	15
② 確保方策	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

注：国の考え方をもとに算出

(17) 子育て世帯訪問支援事業

新たに創設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

必要に応じ、養育支援ヘルパーを本事業として実施することを検討します。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備と関係機関との連携体制

(1) 町民や地域関係団体との連携

町民や地域関係団体等の参画により、行政も含めた一体的な「第3期 子ども・子育て支援事業計画」の推進を目指します。

(2) 庁内での連携体制

関係課が連携し、「子ども・子育て支援事業計画」を推進します。また、必要に応じて庁内関係課による推進会議を行い、今後も各種施策の検討・推進にあたります。

(3) 広域連携による推進体制

本計画は、国の基本指針及び、北海道が定める「北海道☆子ども未来づくり北海道計画」を踏まえ、国・北海道が行う支援策を有効に活用するとともに、近隣市町とも連携を図り、本町単独では実施できない事業についても検討し、計画の推進にあたります。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 進捗状況の点検及び評価

基本理念と目標の達成を目指し、計画の進捗状況、計画の見直しを図ること等を目的とした「子ども・子育て会議」を年1回程度開催し、計画の進捗状況の点検及び評価を実施します。

(2) 課題の解決について

計画で設定した内容について、課題があれば「子ども・子育て会議」などにおいて、その内容を検討し、実施の可否も含めて具体的な方策を検討します。

(3) 計画の見直し

今後も利用者のニーズの把握に努め、「子ども・子育て会議」などの場において、柔軟に計画の見直しを行う協議を実施していきます。

第3期沼田町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行者：北海道 沼田町

編纂：保健福祉課

〒078-2202

北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号

電話：0164-35-2120 FAX：0164-36-2005

E-mail：hoken@town.numata.lg.jp